



令和7年度

P T A 要 覧



素戔嗚尊の
大蛇退治

青森市PTA連合会ねぶた実行委員会 令和7年度 第42回参加ねぶた

青森市PTA連合会

目次

青森市PTA連合会役員名簿	4
各委員会委員名簿	8
青森市PTA連合会組織図	11
各PTA三役名簿	12
庶務報告・各委員会事業報告	18
令和7年度活動目標	24
令和7年度収支予算書	26
青森市PTA連合会会則	28
青森市PTA連合会表彰規程・慶弔規程及び諸規程	34
広報紙コンクール入賞PTA	48
PTA団体・個人表彰一覧	49
青森市PTA連合会歴代三役	54
令和7年度青森市PTA連合会ねぶた運行事業実施要綱	57
令和7年度青森市PTA連合会ねぶた運行予算書	60
令和7年度各種機関委嘱及び関連団体派遣等一覧	62
(一財)青森県PTA安全互助会総合補償制度のご案内	63

授業参観日とPTA総会には すすんで出席しましょう



デザイン：佐藤米次郎

市PTA連合会のマーク

昭和53.8.15制定

このマークは、雪の結晶を図案化したものである。雪は清く明るい。三つの輪は和であり団結である。扇形にしたのは末広がりです。PTAの発展を現している。





青森市PTA連合会役員名簿

(令和7年5月現在)

三 役

No.	役 職 名	氏 名	学 校 名
1	会 長	木津谷 春 樹	泉 川 小
2	副 会 長	柴 田 美穂子	筒井小校長
3	//	黒 丸 健 吾	佃 中 校 長
4	//	蠣 崎 広 樹	筒 井 中
5	//	白 鳥 里 恵	荒 川 中
6	//	高 橋 あゆ美	甲 田 中
7	//	三 國 航	東 中
8	//	小 澤 博 之	千 刈 小
9	//	土 屋 あゆみ	甲 田 中
10	//	出 町 晋 士	浪 岡 中
11	//	小 野 実 穂	浪 岡 中
12	事 務 局 長	小 枝 正 明	元中学校長

顧 問

No.	氏 名	役 職 名
1	高 坂 修	元青森市PTA連合会会長
2	棟 方 丈 博	前青森市PTA連合会会長

参 与

No.	氏 名	役 職 名
1	貝 森 毅 彦	元青森市小学校長会会長

監 事

No.	氏 名	学 校 名
1	山 下 征 子	長 島 小 校 長
2	三 上 佳 一 郎	浦 町 小
3	前 中 貴 次	佃 中

事 務 局

No.	役 職 名	氏 名	学 校 名
1	事 務 局 長	小 枝 正 明	元 中 学 校 長
2	事 務 局 次 長	吉 川 康 久	泉 川 小
3	//	小 島 明 子	平内町立小湊小
4	事 務 局 員	木 村 未 幸	泉 川 小
5	//	倉 内 史 恵	幸 畑 小

各 委 員 会

No.	役 職 名	氏 名	学 校 名
1	総 務 委 員 長	工 藤 優 作	横 内 小
2	研 修 委 員 長	金 澤 展 嗣	造 道 小
3	校外生活指導委員長	張 山 英 和	横 内 中
4	広 報 委 員 長	本 多 大 輔	浜 田 小
5	保 健 体 育 委 員 長	河 西 睦	古 川 中
6	ね ぶ た 委 員 長	三 國 航	東 中
7	パパさん・ママさん バレーボール委員長	蠣 崎 広 樹	筒 井 中

理 事 (小学校)

No.	学校名	理 事
1	造 道	北 山 菜 香
2	浪 打	瀧 口 智 之
3	佃	佐 藤 伸 悟
4	合 浦	山 口 征 男
5	堤	松 田 智 之
6	菟 町	山 村 隆 博
7	橋 本	本 郷 拓 史
8	浦 町	三 上 佳 一 郎
9	長 島	長 内 祥
10	古 川	奈 良 憲 児
11	甲 田	須 郷 有 香
12	千 刈	笹 竜 也
13	篠 田	中 村 豪 佑
14	沖 館	須 藤 雄 大
15	油 川	木 村 信 介
16	三 内	福 士 望
17	金 沢	山 上 徹
18	荒 川	坂 本 雄 一
19	高 田	西 塚 博 文
20	東 陽	井 上 丹
21	原 別	赤 石 望

No.	学校名	理 事
22	浜 館	一 町 田 学
23	筒 井	附 田 讓
24	横 内	工 藤 優 作
25	新 城	藤 元 大 輔
26	北	奥 谷 明 一
27	野 内	若 木 大 育
28	浜 田	新 開 隼
29	小 柳	小 笠 原 裕 己
30	泉 川	高 木 桂 子
31	浪 館	貝 森 淳
32	幸 畑	白 石 冬 輝
33	大 野	泉 夏 樹
34	戸 山 西	櫻 田 蘭
35	筒 井 南	木 立 大 志
36	新 城 中 央	赤 平 勇 人
37	三 内 西	館 田 剛 志
38	浪 岡 南	中 村 和 生
39	浪 岡 北	古 山 善 弘
40	女 鹿 沢	鎌 田 圭 佑
41	浪 岡 野 沢	齋 藤 大 地
42	本 郷	鎌 田 宏 祐

理 事 (中学校)

No.	学 校 名	理 事
1	浪 打	三 浦 輝 美
2	佃	前 中 貴 次
3	南	石 橋 道 宏
4	古 川	工 藤 幸 一
5	沖 館	須 藤 雄 大
6	油 川	金 沢 宗 亨
7	西	成 田 賀 子
8	東	三 國 航
9	筒 井	蠣 崎 広 樹
10	横 内	張 山 英 和

No.	学 校 名	理 事
11	荒 川	白 鳥 里 恵
12	新 城	福 士 学
13	甲 田	成 田 裕 昌
14	浦 町	中 崎 匠
15	造 道	葛 西 美 香
16	戸 山	三 橋 亨 司
17	北	三 上 幸 子
18	三 内	林 秀 雄
19	浪 岡	出 町 晋 士

各委員会委員名簿

小 学 校

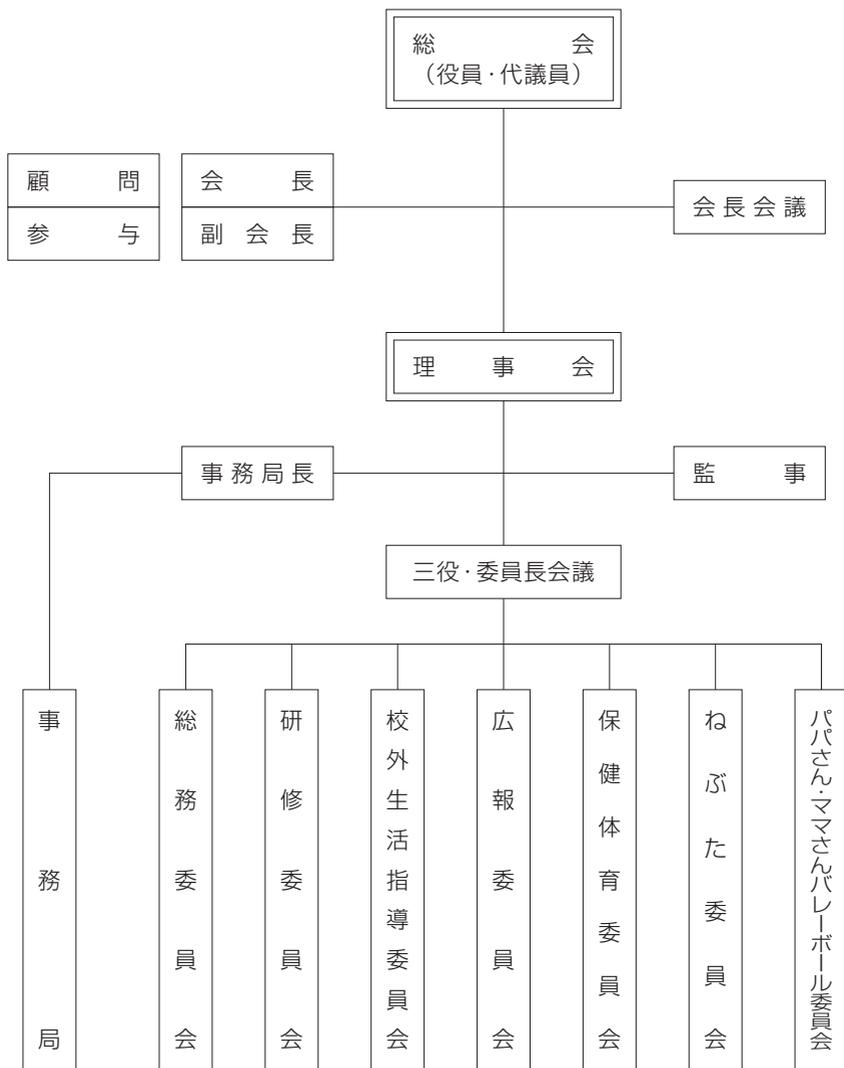
No.	学校名	総務委員会	校外委員会	研修委員会	広報委員会	保体委員会	ねぶた委員会
1	造 道			金澤 展嗣			
2	浪 打						一戸 紗織
3	佃						
4	合 浦						
5	堤	柿崎 綾子	角 芙美		長尾 未生		
6	菘 町						
7	橋 本	松田 理加					
8	浦 町						
9	長 島	長内 祥	藤森 飛鳥	後藤あすさ	長内 紗香		
10	古 川		木村 亜紀		長瀬 勇一	木村 聡	
11	甲 田						
12	千 刈		稲葉 光代	成田 理子	最上由希美	畠山めぐみ	
13	篠 田	平塚 勝	齊藤 一伸		外崎 聖子		武田 信樹
14	沖 館						
15	油 川						
16	三 内						
17	金 沢	成田 智美	奈良 繭子	佐藤 美里	小野 千秋	前田 沙織	
18	荒 川		大矢 朱理			種市はるな	
19	高 田	西塚 博文	三上 紀子	鳴海 萌香	福田真沙美	越田明沙美	
20	東 陽	今 麻美	今 洋子	須藤 麻未			
21	原 別	赤石 望	東 春香	安田 静香		安田 静香	鈴木 武士

No.	学校名	総務委員会	校外委員会	研修委員会	広報委員会	保体委員会	ねぶた委員会
22	浜 館		梅田 諒平	瓜田 浩一	山谷あかり		
23	筒 井		猪股 珠栄			中村由香子	
24	横 内						
25	新 城						
26	北	斎藤 憲子	安田 康誠	横山江利奈	工藤 未希	名古屋絢子	
27	野 内		今 瞳		佐藤まさ美		
28	浜 田						
29	小 柳						
30	泉 川		佐々木信子 奈良 容子	千葉 千春 奈良めぐみ 菊地 美香	馬場 正人 木村 未幸	道川 由起 坪谷奈央美	
31	浪 館	藤本久美子	小山内美沙	山本千亜希	福士 愛里	佐藤かおり	伊藤 耕平
32	幸 畑						
33	大 野						
34	戸山西	若松 幸恵	宇野 花純		菅原 敦子	埜見 直子	
35	筒井南						
36	新城中央	関 貴光	赤平 勇人	大泉 友里 篤谷 香那		古川喜代子	諏訪 将洋
37	三内西						
38	浪岡南	長谷川竜太	棟方 晃	大平 初美	木村 圭吾	齋藤 大士	小川 美月
39	浪岡北	熊谷 泰彦	細川 拓朗	山田由希子	齋藤 康代	雪田智夏子	
40	女鹿沢						
41	浪岡野沢	齋藤 大地	田中 峰文	原田 翔	對馬 紀夫	工藤 緑	
42	本 郷	鎌田 大輝	水木 治尊	小野 麻紀	鎌田 仁美	石澤 躍子	

中 学 校

No.	学校名	総務委員会	校外委員会	研修委員会	広報委員会	保体委員会	ねぶた委員会
1	浪 打		山口江美子		中堀 弘子		
2	佃	山本 聡美	荒谷 唯香	安田 聡子	小坂 友香	山崎美由紀	
3	南	松嶋 桂	田中 尚子		三上 栄子	須藤 明美	
4	古 川		外崎 明子	三上美穂子	池田 昌代	松崎 美季	木村沙代子
5	沖 館	蝦名 淑江	松平 美琴		黒岡 香織	越田 史人	
6	油 川	金沢 宗亨	木村 浩一	神 佐知	三上 幸子	若松 聖子	木村 幸子
7	西		長法 千春 高谷 美佳	神 瑞穂 伊藤亜紀子	木村 未幸	山口 優子 風晴 香澄	
8	東						
9	筒 井						
10	横 内						
11	荒 川		八木澤愛美	宇野みどり	宇野みどり	一戸 一枝	
12	新 城						
13	甲 田		伊藤 秀基	森内 淑恵	小田桐琴美 木村 綾子	館 祐子	高橋あゆ美 畑中 宏美
14	浦 町						
15	造 道	山本ますみ	羽部加寿江		對馬扶美代	中村みどり	
16	戸 山	竹中 一喜	秋村 寛子				
17	北	三上 幸子	名古屋桂子	飯田 幸絵	奥谷沙生理	奥谷 秀子	土岐 礼一
18	三 内		千葉 敦子	黒滝美妃子	加福由佳子	山下由香子	
19	浪 岡		岩崎 泰史	小倉 益子	長谷川静香	田川 早苗	

青森市PTA連合会組織図



(特別委員会)

各 P T A

小 学 校

No.	学 校 名	校 長 名	会 長 名	学 校 住 所	電 話
1	造 道	大川雄一郎	北山 菜香	030-0911 造道3丁目4-16	741-0614
2	浪 打	中村 健	瀧口 智之	030-0961 浪打1丁目4-1	742-3347
3	佃	折館 尚子	佐藤 伸悟	030-0962 佃2丁目6-1	741-0381
4	合 浦	増尾 敏彦	山口 征男	030-0904 茶屋町32-17	741-3001
5	堤	山崎 齐	松田 智之	030-0813 松原2丁目4-4	734-5579
6	菘 町	桜庭 幸久	山村 隆博	030-0811 青柳2丁目7-25	734-2004
7	橋 本	山内 明人	本郷 拓史	030-0823 橋本1丁目9-17	734-6136
8	浦 町	岡田 英樹		030-0822 中央2丁目17-13	734-2704
9	長 島	山下 征子	長内 祥	030-0861 長島3丁目8-1	776-2244
10	古 川	工藤あゆみ	奈良 憲児	030-0862 古川3丁目7-14	776-8005
11	甲 田	岩森美代子	須郷 有香	030-0853 金沢1丁目6-1	776-5054
12	千 刈	荒谷 俊治	笹 竜也	038-0015 千刈1丁目10-20	766-0946
13	篠 田	森山 浩平	平塚 勝	038-0011 篠田3丁目16-2	781-0033
14	沖 館	木立 啓司	須藤 雄大	038-0002 沖館5丁目3-1	781-0502
15	油 川	築館 雅樹	木村 信介	038-0059 油川字船岡36	788-1202
16	三 内	高木 玄	福士 望	038-0032 里見1丁目9-1	781-0308
17	金 沢	中嶋 裕明	山上 徹	030-0853 金沢4丁目5-1	776-4695
18	荒 川	栃丸 庄司	坂本 雄一	030-0111 荒川字柴田92-5	739-2244
19	高 田	東 真史	西塚 博文	030-0151 高田字川瀬200-5	739-5101
20	東 陽	安田 博文	井上 丹	039-3505 宮田字玉水181-1	726-2227
21	原 別	木村 俊秀	佐藤 妙子	030-0921 原別字袖崎8	726-3100

三 役 名 簿

副 会 長 名				事 務 局 長 名	
小山内勝彦	金澤 展嗣	和田 仁美		櫻庭 巨樹	T
相馬 英二	佐藤ルミコ			三上 路子	P
高野 優也	高橋 裕世	米澤しのぶ		小鹿 弘人	T
稲野邊みゆき	鎌田 祥佳	工藤真衣子		稲葉 望華	T
赤平 亜紀	高橋 直子	成田 太一		田中 文夫	T
高山 一博	山村 裕美	山口 純子	杉田 大樹	横山 仁志	T
川村 徹				藤本 裕子	T
				三上佳一郎	P
伊藤 恵	高橋 克哉			久慈 直子	T
加藤 崇	鎌田 将徳			長谷部義幸	T
橋本 琢也	三國 広美			林 浩三	T
白濱 圭祐	伊藤 愛	花田 純也	小澤 博之	民里ちか子	P
安保 泰仁	中村 豪佑	中田亜友美		越田 茜	P
岡島 裕史				須藤 雄大	P
武田 諒				長谷川博之	T
石崎 有加				丹羽 哲文	T
引地 彬	小林 史			成田 智美	P
富島 有希	佐藤花奈未	中村 聡成		丹羽佳世子	T
高田 和典	大科 和也			木村 順子	T
大居 久幸	石沢 義明			森山加奈子	P
赤石 望	堤 亮太			渡辺 真路	T

No.	学校名	校長名	会長名	学校住所	電話
22	浜 館	鷲尾 厚	一町田 学	030-0916 田屋敷字下り松17	742-2141
23	筒 井	柴田美穂子	附田 讓	030-0944 筒井1丁目1-1	741-6561
24	横 内	工藤 寛之	工藤 優作	030-0122 野尻字野田60	738-2241
25	新 城	松尾 浩昭	藤元 大輔	038-0042 新城字平岡266-14	788-0713
26	北	木村 武紀	奥谷 明一	038-0052 清水字浜元181	754-2009
27	野 内	権代 一徳	若木 大育	039-3503 野内字菊川155	726-3240
28	浜 田	津川 弘行	新開 隼	030-0843 浜田字豊田36-2	734-5387
29	小 柳	宮野 孝晶	小笠原裕己	030-0915 小柳4丁目6-1	741-1285
30	泉 川	原子 雄治	木津谷春樹	038-0022 浪館字泉川1-1	739-2111
31	浪 館	鳴海 良子	貝森 淳	038-0024 浪館前田3丁目23-1	766-7470
32	幸 畑	西村 健	白石 冬輝	030-0943 幸畑字松元50-2	738-0939
33	大 野	相馬 克典	泉 夏樹	030-0847 東大野1丁目3-1	739-8338
34	戸 山 西	高橋 圭	櫻田 蘭	030-0957 堂沢3丁目1-1	743-7722
35	筒 井 南	津嶋 一史	木立 大志	030-0944 筒井字八ッ橋46-1	738-9292
36	新城中央	成田 博樹	赤平 勇人	038-0042 新城字平岡141-1	788-5010
37	三 内 西	徳差 豪	館田 剛志	038-0031 三内字丸山86-1	781-1101
38	浪 岡 南	福士 竜也	中村 和生	038-1325 浪岡北中野字北畠3	0172- 62-9175
39	浪 岡 北	太田 純	古山 善弘	038-1311 浪岡浪岡字淋城29	0172- 62-7311
40	女 鹿 沢	高坂 隆幸	鎌田 圭佑	038-1332 浪岡下十川字扇田19-2	0172- 62-3103
41	浪 岡 野 沢	石澤 照英	齋藤 大地	038-1344 浪岡吉野田字平野51-2	0172- 62-4142
42	本 郷	奥崎 健二	鎌田 宏祐	038-1323 浪岡本郷字一本柳4	0172- 62-3052

副 会 長 名				事 務 局 長 名			
山田 暁	千葉由紀子	一町田瑞穂	木村香奈子	佐藤美恵子	T		
松倉 真弓	佐藤 芙美			伊藤 永子	T		
				嶋 満昭	T		
下平 尚史	長内 知加			松谷 雄一	T		
中村 拓也	三上美由紀			山本 禎盛	T		
				柴田さおり	T		
河合 秀夫	今井 真一			石塚湖乃美	P		
柴田 和美				鷺尾 司	T		
本堂 一也	高木 桂子	上平 美幸	楠美 孝之	笹森真奈美	P		
佐々木拓也				藤本久美子	P		
倉内 健二				松本 明美	P		
佐藤 晶				逢坂 英人	T		
若松 幸恵	吉村美也子			三上 功大	T		
鳴海 景潤	松岡真智子	鹿内由香里		柳谷 修	T		
木村 聖士	関 貴光			高坂 正人	T		
				市橋 慶録	T		
長谷川竜太	棟方 晃	大平 初美	木村 圭吾	齋藤 大士	小川 美月	池田 英明	T
野呂 愛子	後藤 真奈	大科利香子				熊谷 泰彦	T
山内 武志	田中 宏治	木村 景祐	田川 早苗			伊藤 秀基	T
原田 翔	對馬 紀夫	田中 峰文				稲葉 友輝	T
鎌田 智道	林 久志	須藤 裕				和田可矢毅	T

中 学 校

No.	学 校 名	校 長 名	会 長 名	学 校 住 所	電 話
1	浪 打	相馬 和実	濱田 伸吾	030-0902 合浦1丁目11-10	741-6461
2	佃	黒丸 健吾	前中 貴次	030-0963 中佃2丁目7-1	742-4251
3	南	今別 幸司	石橋 道宏	030-0845 緑2丁目6-1	734-4164
4	古 川	高瀬 一元	棟方 丈博	038-0013 久須志2丁目9-1	776-4622
5	沖 館	藤田 孝仁	須藤 雄大	038-0002 沖館5丁目19-1	781-0855
6	油 川	佐藤 研	金沢 宗亨	038-0058 羽白字沢田471	788-0428
7	西	長尾 信	成田 賀子	038-0022 浪館字志田36	781-0611
8	東	工藤 将大	三國 航	030-0923 八幡林字熊谷28	726-2135
9	筒 井	山田 大介	蠣崎 広樹	030-0945 桜川8丁目15-1	741-7161
10	横 内	山下 孝子	張山 英和	030-0125 四ツ石字里見64-6	738-2143
11	荒 川	斉藤 直樹	白鳥 里恵	030-0145 金浜字稻田107	739-2144
12	新 城	横山 博	福士 学	038-0042 新城字平岡160-10	788-0715
13	甲 田	田村 琢哉	成田 裕昌	030-0853 金沢3丁目11-1	776-7625
14	浦 町	高屋 美穂	中崎 匠	030-0821 勝田2丁目25-12	774-2231
15	造 道	三橋 信子	葛西 美香	030-0914 岡造道2丁目14-1	741-3413
16	戸 山	石川 慎哉	三橋 亨司	030-0956 赤坂1丁目1-1	741-4384
17	北	熊澤 健一	三上 幸子	038-0052 清水字浜元135-1	754-2002
18	三 内	袴田 康夫	林 秀雄	038-0031 三内字丸山108-4	781-0102
19	浪 岡	木村 文俊	出町 晋士	038-1311 浪岡浪岡字稻盛1	0172- 62-6111

副 会 長 名					事 務 局 長 名	
三浦 輝美	鳴海 夕子	大澤あゆみ			工藤 直子	T
山本 聡美	千葉由紀子	出川 郁子	一町田瑞穂		齊藤 忠	T
小田桐 晋	高木 有果	本多 大輔			常田 隆幸	T
河西 睦	井口真貴子	渡邊 一輝			木野田優子	T
柿崎 毅	清野 幸枝	柿崎 公浩			佐々木紀人	T
木村 浩一					村田 正茂	T
林 峰子	小野 詠右				三上 洋	T
森山 優子	今 定幸	山口 美穂			神山 貴達	T
小笠原明美	工藤久美子	山上 友子			猪股 歳生	T
堀内 公二	佐々木周史				里村 裕歳	T
嶋中加奈子	落合亜由美	三津谷直子			中津 大輔	T
遠嶋 瑞恵	舘 聡美	中村美津緒			木村 勇也	T
佐藤 晶	榎引 昭宏	小野 千秋			横山 尚子	T
木立 慎吾	加藤 齊	古川 貴士			福井 正治	T
北山 菜香	山本ますみ				松浦 巨樹	T
櫻田 蘭	住吉 学				三上 智右	T
長谷由希子	大科 香織	金澤 千春			土岐 礼一	T
工藤 雅人	甲田 智美	小山内しのぶ	阿部 晃才	神 誠一	鈴木 恵美	P
榎引奈津子	小野 実穂	古山 善弘	山内 武志	雪田 綾子	十川 和広	T

庶 務 報 告

年月日	内 容	場 所
R6.4.5 10 24 30	市P連JIC保険打ち合わせ 市P連監査会 青森市健康延伸総会 令和6年度幼保連携推進協議会	中央市民センター 中央市民センター アップルパレス 中央市民センター
5.9 11 12 17 20 // 21 // 22 23 24 27 // 29 30 31	市部活動の地域移行に関する協議会 青森市学校保健会総会 令和6年度青森市PTA連合会年次総会 令和6年度「青森市子どもを犯罪から守る学校支援協議会」 国スポ青森市実行委員会第2回総会 第1回地域健康づくり部会 働き方改革会議 // 令和6年度青森市交通安全功労者表彰式及び総会 第1回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 青森観光コンベンション協会との会議 第1回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会 通学路安全対策会議 // 青森ねぶた運行団体協議会全体会議 29 日本赤十字社との献血推進会議 30 働き方改革会議 31 青森少年ボランティア総会	青森市教育研修センター アップルパレス ホテル青森 青森市教育研修センター アップルパレス アピオ青森 青森市教育研修センター アウガ しあわせプラザ 青森商工会議所 しあわせプラザ 青森市教育研修センター アスパム 日本赤十字社青森県支部 青森市教育研修センター 青森労働福祉会館
6.5 6 7 8 10 11 14 // 16~17 20 22 24 25 // 27	青森大・中央学院大・東奥学園・明の星挨拶回り 青森市交通安全母の会令和6年度定時総会 令和6年度(一財)県PTA安全互助会定時評議員会 陸上自衛隊記念行事 第2回三役会・三役委員長会議 青森地区防犯協会定時総会 日本PTA東北ブロック会議 // 第75回東青中学校体育大会会議 16~17 能登半島復興祈願企画視察 20 青森大学打ち合わせ会議 22 青森市PTA連合会研究大会 24 JIC保険関係会議 25 青森市スポーツ協合理事会 // 青森市民交通安全行動の日の集い 27 第3回魅力づくり検討会議東青地区部会	青森大・中央学院大・東奥学園・明の星 アピオ青森 アラスカ 青森駐屯地 沖館市民センター アラスカ ホテル青森 アンバー 梵珠少年自然の家 青森大学 カクヒロスタジアム 中央市民センター モルトン迎賓館 青森駅前公園 青森西高校
7.2 // 5 8 9	能登半島復興祈願企画打ち合わせ // 働き方改革会議 5 青森市・東奥日報取材対応 8 青森ねぶた運行団体協議会・総務委員会会議 9 中央学院大学打ち合わせ	梵珠少年自然の家 青森市教育研修センター アスパム アスパム 青森中央学院大学

年月日	内 容	場 所
R6.7.16	能登半島復興祈願企画打ち合わせ	梵珠少年自然の家
17	第1回青森市いじめ問題対策連絡協議会	青森市教育研修センター
//	第1回小中学校長会・教育委員会意見交換会	青森市教育研修センター
//	働き方改革会議	青森市教育研修センター
19	教育長との面談	ア ウ ガ
22	令和6年度暴力追放青森市民会議及び定時総会	ホ テ ル 青 森
23	志賀町表敬訪問（自宅から新青森）	新 青 森 駅
24	志賀町表敬訪問（新青森から自宅）	新 青 森 駅
30	ハッピードラッグ打合せ	ハッピードラッグ本社
8.6	志賀町の子どもたちのお見送り	梵珠少年自然の家
7	第1回青森市フッ化物洗口実行委員会	青森市教育研修センター
12	甲田中学校へ御礼のご挨拶	甲 田 中 学 校
//	中央学院大学へ御礼のご挨拶	青森中央学院大学
19	能登半島復興祈願企画のお礼	梵珠少年自然の家
20	第3回三役会・三役委員長会議	ねぶたの家 ワ・ラッセ
//	第2回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会	しあわせプラザ
21	夢・志・挑戦ミーティング2024	青森市教育研修センター
//	第2回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会	しあわせプラザ
26	市P連事務局会議	中央市民センター
9.5	東青大会司会打ち合わせ	浪 館 小 学 校
6	東青大会レセプション	ホ テ ル 青 森
7	青函交流事業	p i c c o l o
8	東青大会全体会	リンクステーションホール青森
10	国スポ会議	青 森 商 業 高 校
17	大阪府とのオンライン会議	中央市民センター
24	第2回青森市いじめ問題対策連絡協議会	青森市教育研修センター
27	第4回三役会・三役委員長会議	中央市民センター
30	令和6年度あおもり桜マラソン実行委員会	青 森 商 工 会 議 所
10.4	第62回青森市学校保健研究大会	佃 小 学 校
11	第2回小中学校長会・教育委員会意見交換会	青森市教育研修センター
23	青森ねぶた運行団体協議会・総務委員会会議	ア ス パ ム
24	第44回青森県更生保護大会	六ヶ所村文化交流プラザ
30	前向きに生きる力ミーティング	青 森 東 高 校
11.8	青森市青少年育成第2回理事会	青森市役所柳川庁舎
11	あおもり学童保育フォーラム打ち合わせ	青森中央学院大学
12	第3回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会	しあわせプラザ
15	事務局長候補者との面接	中央市民センター
18	第5回三役会・三役委員長会議	中央市民センター
19	不登校児童生徒に係る情報交換会	青森市教育研修センター
//	浪岡ぬり絵コンテスト審査会	青 森 市 中 世 の 館
//	第3回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会	しあわせプラザ
20	第2回青森市フッ化物洗口実行委員会	青森市教育研修センター

年月日	内 容	場 所
R6.11.21 25 29	赤い羽根共同募金贈呈式 令和6年度青森市青少年育成市民大会 令和6年度青森市スポーツ協会情報交換会	青森市社会福祉協議会 ア ウ ガ モルトン 迎 賓 館
12. 1 5 10 12 23 //	パパママバレー大会 市P連中間監査 ハッピードラッグご挨拶 幼保小連携による研修講座 ハッピードラッグで櫻井会長と打ち合わせ 新年交礼会事務局会議	三 内 中 学 校 中央市民センター ハッピードラッグ本社 県総合社会教育センター ハッピードラッグ本社 中央市民センター
R7. 1. 8 9 11 12 13 24 29 31 //	青森ねぶた運行団体協議会・総務委員会会議 第2回あおもり夢・志・挑戦アワード 市P連事務局会議 青森青年会議所新年会 市P連の理事会・会長会議・新年交礼会 研修委員会事業打ち合わせ 親子でラグビーのお礼と次年度打ち合わせ 幼保小連携情報交換会 第3回青森市いじめ問題対策連絡協議会	ア ス パ ム ア ウ ガ 中央市民センター ホ テ ル 青 森 ホ テ ル 青 森 テックキッズ青森 青 森 北 高 校 青森市教育研修センター 青森市教育研修センター
2. 1 5 6 7 8 10 13 14 // // 17 25	令和6年度青森県献血推進員研修会 市P連事務局会議 第2回小中学校長会・教育委員会意見交換会 第3回青森市フッ化物洗口実行委員会 ジュニエコサミットinあおもり 青森商工会議所 不登校対策研修講座（教育フォーラムinあおもり） 第3回通学路安全推進会議 SDGsねぶた和紙賞状式典 // 不登校対策特認校説明会 // 第4回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会 青森市健康寿命延伸会議 第6回三役会・三役委員長会議	W e b 形 式 中央市民センター 青森市教育研修センター 青森市教育研修センター ホ テ ル 青 森 ア ピ オ 青 森 青森市教育研修センター 青 森 西 中 学 校 青森市教育研修センター しあわせプラザ 青森保健所(元気プラザ) ア ウ ガ
3. 13 17 21 22 29	第7回三役会・三役委員長会議 児童生徒の活動する場と保護者・地域連携講演と熟議 第5回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会 令和6年度第2回青森市学校保健会理事会 浪岡地区PTA慰労会	中央市民センター 浪岡中学校会議室 しあわせプラザ 中央市民センター 浪 岡 地 区 木 古 内

総務委員会事業報告

年月日	活 動 内 容	場 所
R6. 5.27 6.26	市P連委員会組織会 クイーンズランド国際交流事業	ねぶたの家 ワ・ラッセ 古 川 小 学 校

年月日	活 動 内 容	場 所
R6.12.7	令和6年度あおもり家庭教育応援フォーラム	県総合社会教育センター
R7.3.2	STEAMワークショップ	テックキッズ青森

校外生活指導委員会事業報告

年月日	活 動 内 容	場 所
R6.5.27	市P連委員会組織会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
9.9	子ども110番設置店の最新リスト案内	青森市内の小中61校
10.1	子ども110番保険契約	事 務 局
通 年	子ども110番ステッカー配布	事 務 局

研修委員会事業報告

年月日	活 動 内 容	場 所
R6.5.27	市P連委員会組織会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
6.20	学校給食使用食材の試食選定会	中学校給食センター
7.23	青森市学校給食運営懇談会	青森市教育研修センター
9.25	プロダンサーとのワークショップ	青森市総合体育館
10.8	キッズケアT.O.Oお仕事体験打ち合わせ	東 奥 学 園 高 校
11	第1回食育教室	アピオ青森
11.14	学校給食使用食材の試食選定会	中学校給食センター
15	しめ縄作り体験	沖館市民センター
23	第2回食育教室（親子で食育）	アピオ青森
//	あおもり学童保育フォーラム	青森中央短期大学
12.6	「BodyStretch」ボディストレッチ	荒川市民センター
11	「BodyMaintenance」ボディメンテナンス	沖館市民センター
23	第3回食育教室（親子でラーメン）	麺山駒込店
R7.2.14	ぬり絵コンテスト表彰式・雪女コンテスト	青森市中世の館
3.14	第4回食育教室	アピオ青森

広報委員会事業報告

年月日	活 動 内 容	場 所
R6.4.22	市P連広報誌コンクール	中央市民センター
23	第54回広報誌コンクール結果発表	事 務 局
5.12	広報紙展示会	ホ テ ル 青 森
27	市P連委員会組織会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
R7.3.25	広報紙「PTAあおもり」発行	事 務 局
通 年	各事業・イベントの取材	

保健体育委員会事業報告

年月日	活 動 内 容	場 所
R6.5.27	市P連委員会組織会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
6.17	親子でラグビー会議	青森北高校
22	ラインメールイベント	新青森県総合運動公園陸上競技場
30	親子でハンドボール	青森中央高校
7.7	親子でバレーボール	沖館市民センター
8.24	親子でドッジボール	筒井南小学校
9.18	親子でQOL健診	青森市役所柳川庁舎
21	親子でラグビー	青森北高校
10.19	親子で筋膜リリース	青森市スポーツ会館
11.16	親子で空手	甲田中学校
12.1	親子で陸上	新青森県総合運動公園陸上競技場

ねぶた委員会事業報告

年月日	活 動 内 容	場 所
R6.4.4	市P連ねぶた会議	沖館市民センター
18	市P連ねぶた囃子練習会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
5.21	市P連ねぶた囃子練習会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
27	市P連委員会組織会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
28	市P連ねぶた囃子練習会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
6.5	市P連ねぶた囃子練習会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
16	市P連ねぶた囃子練習会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
7.3	市P連ねぶた囃子練習会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
15~16	市P連ねぶた囃子練習会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
20	市P連ねぶた囃子練習会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
9.29	囃子お疲れ様会「親子でバイクング」	わ い ん 倶 楽 部
R7.2.23	市P連ねぶた囃子練習会	中央市民センター
3.8	市P連ねぶた囃子練習会	中央市民センター
22	金魚ねぶた体験準備	ハッピードラッグ沖館店
23	金魚ねぶた体験事業	ハッピードラッグ沖館店
30	市P連ねぶた囃子練習会	中央市民センター

ねぶた運行実行委員会(特別委員会)事業報告

年月日	活 動 内 容	場 所
R6.4.4	市P連ねぶた会議	沖館市民センター
6	市P連ねぶた決起会	ねぶたの家 ワ・ラッセ・アスパム
17	甲州屋と打ち合わせ(能登半島招待)	甲 州 屋
20	青森ねぶた運行団体協議会総会	モルトン迎賓館

年月日	活 動 内 容	場 所
R6.4.29	市P連ねぶた器材運搬作業	ねぶたラッセランド
5.10	ねぶたレンタル機器打合せ	ねぶたラッセランド
17	市P連ねぶた祈願祭	ねぶたラッセランド
22	ねぶた倉庫整理（音響確認）	ねぶたラッセランド
27	ねぶた小屋消防点検	ねぶたラッセランド
//	市P連委員会組織会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
//	青森ねぶた連団協議会全体会議	わ い ん 倶 楽 部
6.12	第1回市P連ねぶた実行委員会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
13	青森ねぶた運行団体協議会総会運行委員会	ア ス パ ム
7.4	第2回市P連ねぶた実行委員会	中央市民センター
10	ねぶた小屋消防点検検査	ねぶたラッセランド
//	ねぶた実行委員会事前会議	中央市民センター
14	ねぶた台組	ねぶたラッセランド
18	第3回市P連ねぶた実行委員会	古川市民センター
21	ねぶた台上	ねぶたラッセランド
22	青森ねぶた連団協議会委員会	ア ス パ ム
24	ねぶたGPS説明会	ねぶたラッセランド
//	青森ねぶた連団協議会全体会議	ア ス パ ム
25~26	看板付・ねぶた制作作業	ねぶたラッセランド
27	入魂式・決起会	ねぶたラッセランド
29	許可書受領式	ねぶたラッセランド
//	第4回市P連ねぶた実行委員会	中央市民センター
8.1	太鼓運搬	佃小学校・浪打小学校
//	青森ねぶた祭安全祈願祭	ねぶたの家 ワ・ラッセ
2	ねぶた運行初日	青 森 市 内
3	ねぶた運行2日目	青 森 市 内
4	ねぶた観覧（能登半島）	青 森 市 内
5	ねぶた運行3日目（能登半島）	青 森 市 内
6	ねぶた運行4日目	青 森 市 内
7	ねぶた修了式	ねぶたの家 ワ・ラッセ
24	第5回ねぶた運行実行委員会会議	ねぶたの家 ワ・ラッセ
10.10	青森ねぶた連団協議会委員会	ア ス パ ム
23	青森ねぶた連団協議会全体会議	ア ス パ ム

ママさん・パパさんバレー実行委員会(特別委員会)事業報告

年月日	活 動 内 容	場 所
R6.5.27	市P連委員会組織会	ねぶたの家 ワ・ラッセ
10.20	ママさん・パパさんバレー会議	中央市民センター
11.15	ママさん・パパさんバレー会議	中央市民センター
12.1	市P親善ママさん・パパさんバレー	三 内 中 学 校

令和7年度活動目標

みんなで、学んで、遊んで、楽しんで、そして食べて！
「こどもまんなか」多世代でつながるPTA

基本方針

これまで私たちは子どもたちが心豊かで、たくましく心身共に健全に成長することを願い、今の私たちができるPTA活動を行ってきました。少子高齢化・ICT化など、時代とともに社会環境は大きく変化し、子どもたちの心身を健全に育成するための環境は、益々厳しさを増しています。

この社会の変化に対応しながら、家庭・学校・地域がともに学び、ともに成長するPTA活動を行うには、多世代にわたり地域ぐるみで子どもの成長を支え、多世代で「こどもまんなか」の考え方を共有し実践することが大切であると考えています。

「こどもまんなか」社会の主役である子どもの声をしっかりと受け止めて、みなさんと一緒になって、最も良いことが何かを考えて、様々な取り組みを進めていきます。どんな状況にあっても、子どもたちが現在、未来にわたってウェルビーイングな生活を送れる社会を私たち大人が備えていく必要があります。

今こそ私たちは、PTA活動を通して、家庭・学校・地域とつながり、協働して誰ひとり取り残すことなく支えていける社会を創っていくことであり、求められていると思います。

これらを踏まえ、以下について重点的に取り組んでいきたいと思えます。

1. こどもまんなか社会の実現に向け、児童生徒の健全な育成にかかる全ての人たちが楽しみ無理のない範囲で活動し、多世代でつながる環境づくりを目指します。
2. 子どもたち、保護者同士、教職員とのコミュニケーションを深め、子どもたちの幸せのため笑顔あふれるPTA活動の促進に努めます。
3. 心身共に豊かな児童生徒を育成するために、早寝・早起き・朝ご飯・あいさつの進展に努め、一層の基本的な生活習慣の確立を目指します。
4. いじめ、SNS問題、不登校、虐待、防犯、防災、感染症等への対策を講じると共に命の尊さを知らせ、子どもたちの安全・安心の確保と環境改善、啓発推進に努めます。
5. 保幼小中の連携において、15年間の子どもの育ちの姿を共有し、家庭、学校、地域が災害などの緊急時に関する情報、気になる子どもの情報など、必要な時にすぐに連絡し合える関係を目指します。
6. 学校と地域が連携し、意義のあるPTA活動を促進するため、関連する各種事業への支援や、情報・資料の共有と提供に努めます。
7. 青森ねぶた祭の伝統性、後継者育成を重視しつつ、躍動感を与え、重厚感あるみんながあっと驚くような市P連大型ねぶたの制作、運行に挑みます。

各委員会の基本的活動

1. 総務委員会

- (1) 教育環境改善をはかるための諸資料の収集、並びに単位PTAの向上発展策の研究
- (2) 各校PTA活動に必要な情報の提供

2. 校外生活指導委員会

- (1) 青少年の健全育成と非行防止活動
- (2) 通学路安全情報の共有と危険箇所の改善
- (3) 犯罪発生時における情報共有の迅速化（子ども達の安全な登下校）

3. 研修委員会

- (1) 各種研究会、教育懇談会等の開催
- (2) 積極的な食育活動
- (3) 各校PTA活動に必要な情報の提供

4. 広報委員会

- (1) 広報紙の発行と広報誌コンクールの実施
- (2) 広報誌作成に必要な技術研修の開催
- (3) 各校PTA活動に必要な情報の提供

5. 保健体育委員会

- (1) 親子で楽しめる体育活動の開催
- (2) 部活動の地域移行推進への協力
- (3) 献血促進やAED活用などの講習会の実施
- (4) 各校PTA活動に必要な情報の提供

6. ねぶた委員会

- (1) 伝統ある郷土の文化遺産の伝承と青少年の健全育成
- (2) 各校PTA活動に必要な情報の提供

7. パパさん・ママさんバレーボール特別委員会

- (1) パパさんママさんバレーボール大会運営
- (2) 保護者の交流、情報交換

令和7年度収支予算書

令和7年4月1日より令和8年3月31日まで

[総括の部]

(単位：円)

収入総額	支出総額	差引残高
7,937,655	7,937,655	0

[収入の部]

科 目	6年度予算額	7年度予算額	増・減(△)	摘 要	
収入	1 会 費	4,671,600	4,841,350	169,750	1家庭300円 61校入金
	2 安全活動費	1,370,336	1,219,504	△ 150,832	県P安全互助会より1名×88円
	3 助 成 金	0	0	0	
	4 雑 収 入	270,000	500,000	230,000	利息、東京海上日動、AIG保険事務手数料
	5 繰 入 金	0	0	0	
	6 繰 越 金	2,064,759	1,376,801	△ 687,958	前年度より繰越
	7 印 刷 料 金	120,000	0	△ 120,000	
合 計	8,496,695	7,937,655	△ 559,040		

[支出の部]

科 目	6年度予算額	7年度予算額	増・減(△)	摘 要	
1 運営費	1 事務消耗品費	50,000	50,000	0	事務用品・消耗品
	2 印 刷 費	450,000	350,000	△ 100,000	PTA要覧、カウンター保守料、新年交 礼会パンフレット
	3 事務局運営費	1,980,000	1,980,000	0	事務局長、事務局員数名で運営
	4 渉 外 費	100,000	100,000	0	北島まつり協賛・関係機関会議参加料
	5 通 信 費	200,000	200,000	0	電話代、インターネット接続料金、 zoom年間利用料、切手、郵送代
	6 広 報 費	350,000	250,000	△ 100,000	広報紙発行、郵送代、HPサーバー料
	7 交 通 費	20,000	20,000	0	
	8 慶 弔 費	30,000	30,000	0	
	9 リ ー ス 料	300,000	250,000	△ 50,000	コピー機、輪転機、PC
	10 保 険 料	50,000	100,000	50,000	事務局備品損害保険料、個人情報保護法保険料
小 計	3,530,000	3,330,000	△ 200,000		
2 会議費	11 総 会 費	450,000	500,000	50,000	総会資料代、会場費、お花代等
	12 役員会費	50,000	100,000	50,000	
	13 監 査 会 費	10,000	10,000	0	
	14 会議負担金	150,000	100,000	△ 50,000	
	15 会議旅費	300,000	200,000	△ 100,000	役員会議交通費
	16 県P大会補助	100,000	100,000	0	
小 計	1,060,000	1,010,000	△ 50,000		

科 目	6年度予算額	7年度予算額	増・減(△)	摘 要	
3 一 般 活 動 費	17 総務委員会	80,000	80,000	0	教育指導備品
	18 校外委員会	60,000	30,000	△ 30,000	子ども110番ステッカー印刷
	19 研修委員会	60,000	60,000	0	講師謝礼、会場費
	20 広報委員会	60,000	60,000	0	広報紙コンクール審査員報酬、楯代など
	21 保体委員会	200,000	150,000	△ 50,000	各会場費、講師料、賞状代(ボウリング、ヨガ、ボクシング、マラソン、ハンドボール、かけっこ他)
	22 ねぶた委員会	150,000	100,000	△ 50,000	金魚ねぶた事業材料費など
	23 ねぶた運行実行委員会	200,000	150,000	△ 50,000	
	24 パパさん・ママさんバレーボール特別委員会	60,000	60,000	0	年2回開催予定
	25 活動予備費	60,000	60,000	0	
	26 表彰費	10,000	15,000	5,000	表彰状、筒代、筆耕料など
小 計	940,000	765,000	△ 175,000		
4 特 別 活 動 費	27 青函交流会	100,000	300,000	200,000	会場賃借料、交通費、公共施設利用料
	28 各種懇親会	100,000	150,000	50,000	新年交礼会、意見交換会など
	29 奨励費	50,000	50,000	0	
	小 計	250,000	500,000	250,000	
5 安 全 活 動 費	30 防犯活動費	20,000	20,000	0	
	31 研究大会事業費	50,000	50,000	0	青森市PTA研究大会
	32 ねぶた安全運行費	100,000	100,000	0	
	33 他 経 費	100,000	100,000	0	
	34 事業予備費	10,000	10,000	0	
小 計	280,000	280,000	0		
6 負 担 金	2,000,000	2,000,000	0	県Pへ世帯数 16,137名×120円、 学校保健会 10,000円他	
7 雑 費	15,000	15,000	0	お花代、振込手数料	
8 予 備 費	421,695	37,655	△ 384,040		
9 積 立 金	0	0	0	80周年事業積立金	
10 運 営 基 金	0	0	0	市P運営基金に繰入	
合 計	8,496,695	7,937,655	△ 559,040		

※ 科目の流用を認める。

特別会計

会 計 名	R 6 積立額	積立金繰入・利息	R 7 収支予算額
◎市P連積立金 (80周年記念式典積立金)	737,174	0	737,174

会 計 名	R 6 積立額	積立金繰入・利息	R 7 収支予算額
◎市P連運営基金 (財政調整等のため)	3,079,029	0	3,079,029

青森市PTA連合会会則

第一章 総 則

《名称》

第1条 本会は青森市PTA連合会と称する。

《事務局》

第2条 本会は主たる事務局を青森市に置く。

《組織》

第3条 本会は青森市内の小学校・中学校各単位PTAを以って組織する。

《目的》

第4条 本会は青森市内にある各単位PTAの総意を代表し、教育の民主化と各単位PTAの充実発展及び児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

《方針》

第5条 本会の方針は次の通りである。

- (1) 本会は教育を主旨とする民主団体として一党一派に偏することなく、自主独立の性格を堅持し、構成する各単位PTAの自主性を尊重する。
- (2) 本会は目的を同じくする他の団体と連絡提携を密にし、本会の充実発展に努める。

《会員》

第6条 本会は第3条の組織に所属する者を会員とする。

2 事務局長及び事務局員はこの限りではない。

《事業》

第7条 本会は第4条の目的を達成するため、第5条の方針に従い、次の事業を行う。

- (1) 各単位PTA相互の連絡、情報交換
- (2) 各単位PTAの共通する課題の調査、研究、解決
- (3) 教育の正常な進展と世論の形成及び関係機関への建議
- (4) 児童生徒の健全育成に関する活動
- (5) 会員相互の研修及び親睦
- (6) その他目的達成のために必要な活動

《権利と義務》

第8条 本会の会員は次の権利と義務を有する。

- (1) 会則の定めるところにより、本会の活動に参加し、役員を互選すること。
- (2) 本会の目的達成に協力し、所定の会費を納入すること。

第二章 役 員

《役員の設定》

第9条 本会の役員は次の通りに設置する。

- (1) 会 長 1名
副会長 8名～10名
理 事 各単位PTA 1名
監 事 3名
事務局長 1名
事務局次長 2名～4名
各委員会委員長 1名

- (2) 会長は各単位PTA会長、理事、各学校長又はこれら経験者であり本会の会員

である者とする。

- (3) 副会長・各委員会委員長は各単位PTAの会長、副会長、理事、各委員長、各
学校長又は役員公募に応募した単位PTA会員とする。
- (4) 理事は各単位PTAから選出する。

《役員を選任》

第10条 本会の役員は次の通りに選任する。

- (1) 会長・副会長・監事は年次総会に於いて選出する。ただし、監事は他の役員を
兼ねることができない。
- (2) 事務局長・事務局次長は会長が指名し、総会の承認を得るものとする。
- (3) 各委員会委員長は会長が指名し、理事会の承認を得るものとする。
- (4) 顧問及び参与は会長の推薦により三役会議の承認を得るものとする。

《役員の任期》

第11条 役員の任期は1ヶ年とする。ただし、再任することができる。補充により選任
された場合は前任者の残存期間とする。

《役員の仕事》

第12条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の指名する者がその職務を代理
する。
- (3) 理事は本会の会務に参画し、単位PTAの意見を反映させる。ただし、複数の
単位PTAの理事を兼ねることができない。
- (4) 監事は、会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- (5) 事務局長は庶務全般、会計全般を処理する。
- (6) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故ある時は会長の指名する者がそ
の職務を代理する。

第三章 会 議

《会議の設置》

第13条 本会の会議は総会、理事会、三役会議、三役委員長会議、会長会議とする。

《総会》

第14条 総会は、本会の最高議決機関であって、役員及び代議員を以って構成する。

- 2 代議員は各単位PTAの会員数に基づき、100名まで2名、300名まで4名、
300名を超える場合は6名とする。ただし、理事は小・中学校を通じて代議員
を兼ねることができない。また、代議員は複数の単位PTAの代議員を兼ねる
ことはできない。
- 3 年次総会は毎年5月に開催する。ただし、臨時総会は、会長が必要と認めた時、
または理事会で必要と認めた時、開催することができる。
- 4 総会は、次の事項を審議決定する。
①事業計画・報告 ②予算・決算 ③会則の審議 ④役員を選任
⑤その他必要と認めた事項

《理事会》

第15条 理事会は必要に応じて会長がこれを招集し、次の事項を審議する。

ただし、理事の過半数の要求があれば理事会を開催することができる。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他必要と認めた事項

《三役会議》

第16条 三役会議は、会長、副会長、事務局長を以って構成し次の事項を審議する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 緊急に処理すべき事項
- (3) その他必要と認めた事項

《三役委員長会議》

第17条 三役委員長会議は、必要に応じて会長がこれを招集し、各委員会の連絡調整に当たる。

《会長会議》

第18条 会長会議は、各単位PTAの会長を以って構成し、必要に応じて会長が招集する。各単位PTAの相互連絡、協調を深め、情報交換を図るとともに、本会の重要事項を諮問する。

《決議》

第19条 会議の議決は出席者の過半数によって決する。ただし、賛否同数の場合は議長の議決によるものとする。

《会議の特例》

第20条 会長は、開催の必要があり、対面による開催が適切でないと判断される理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付する等、又は電磁的方法を利用したオンライン会議等の有効な手段をもって、本会の会議に代えることができる。

第四章 委 員 会

《委員会の設置》

第21条 本会の活動を円滑にならしめるため、次の委員会（各委員会）を設ける。

- (1) 総務委員会 (2) 校外生活指導委員会 (3) 研修委員会
 - (4) 広報委員会 (5) 保健体育委員会 (6) ねぶた委員会
- 2 必要に応じて会長は特別委員会を設けることができる。ただし、理事会の承認を得るものとする。

《委員会の構成》

第22条 委員会は次の通りに構成する。

- (1) 各委員会の委員は各単位PTAから選出された会員をもって構成し、分掌された職務の立案執行に当たる。
- (2) 各委員会の職務及び組織については別に細則を定める。

第五章 経 理

《活動費》

第23条 本会の活動費は次の通りとする。

- (1) 会費は、本会に加入している各単位PTAの1家庭につき年額300円とする。
- (2) 各単位PTAの会員数は毎年4月10日現在数によるものとする。
- (3) 寄付金その他の収入は、理事会の承認を得て本会計に組み入れる。

《経理》

第24条 本会の経理は次の通りとする。

- (1) 本会の経理は総会で決議された予算に基づいて行われる。ただし、暫定予算は、その本年度予算に包括される。執行上やむを得ぬ追加更生予算は理事会に於いて決定することができる。

- (2) 購入する商品、サービスについての業者選定については、事務局長へ起案、担当副会長の承認、会長の決裁を得るものとする。
なお、緊急を要する場合、又は特殊な注文で、複数業者から見積もりをとることが困難な場合を除き、総額5万円以上の商品、サービスを購入する際は、3社の見積もり、20万円以上については、請書も必要とする。

《会計期間》

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第六章 事務局員

《事務局員の設置》

第26条 本会の事務を処理するため、事務局員を置くことができる。

- 2 事務局員は会長が指名し、理事会の承認を得るものとする。事務局員は会員外（本会役員経験者及び事務局員経験者）からも指名することができる。
- 3 事務局員の服務規程は別に定める。

第七章 補 則

《加入団体》

第27条 本会は目的を達成するために、関係団体に加入することができる。

- 2 本会は、青森県PTA連合会に加入する。

《諸規程の設置》

第28条 本会は諸規程（表彰規程・慶弔規程・旅費規程・奨励費助成規程・事務局員服務規程・選挙規程）を設け、理事会に於いて改廃できる。その結果は次期総会に報告しなければならない。

附 則

- (1) 本会則は、昭和23年6月1日より施行する。
- (2) 本会則は、昭和57年5月1日改定施行する。
- (3) 本会則は、昭和62年5月10日改定施行する。
ただし、第23条については昭和63年5月1日改正施行する。
- (4) 本会則は、平成2年5月12日改正施行する。
- (5) 本会則は、平成3年5月11日改正施行する。
- (6) 本会則は、平成4年5月9日改正施行する。
- (7) 本会則は、平成5年5月15日改正施行する。
- (8) 本会則は、平成6年5月14日改正施行する。
- (9) 本会則は、平成9年5月10日改正施行する。
- (10) 本会則は、平成13年5月12日改正施行する。
- (11) 本会則は、平成16年5月8日改正施行する。
- (12) 本会則は、平成17年5月14日改正施行する。
- (13) 本会則は、平成18年5月13日改正施行する。
- (14) 本会則は、平成24年5月13日改正施行する。
- (15) 本会則は、平成27年5月18日改正施行する。
- (16) 本会則は、平成30年5月13日改正施行する。
- (17) 本会則は、令和3年5月31日改正施行する。
- (18) 本会則は、令和4年5月28日改正施行する。
- (19) 本会則は、令和5年5月21日改正施行する。

青森市PTA連合会各委員会細則

《目的》

第1条 青森市PTA連合会は、本会の目的達成と事業遂行のため、会則第21条及び第22条に基づいて、各委員会細則をここに定める。

《設置と分掌》

第2条 各委員会それぞれの活動は、本会会則及び総会・理事会の決定された方針に従い、その付議を受けて各委員会が相互に連絡調整を図るものとする。
各委員会の基本的活動は次の通りである。

1. 総務委員会

- (1) 本会の健全な運営を目的とした各単位PTAとの連携
- (2) 各単位PTA活動推進に必要な情報の提供

2. 校外生活指導委員会

- (1) 青少年の健全育成と非行防止活動
- (2) 各単位PTA活動推進に必要な情報の提供

3. 研修委員会

- (1) 各種研究会、教育懇談会等の開催
- (2) 研修大会・食育活動等の活動
- (3) 各単位PTA活動推進に必要な情報の提供

4. 広報委員会

- (1) 広報紙の発行と技術研修及び広報紙コンクールの実施
- (2) 各単位PTA活動推進に必要な情報の提供

5. 保健体育委員会

- (1) 児童・生徒及び会員相互の健康増進のための活動
- (2) 各単位PTA活動推進に必要な情報の提供

6. ねぶた委員会

- (1) 伝統ある郷土の文化遺産の伝承と青少年の健全育成
- (2) 各単位PTA活動推進に必要な情報の提供

《委員構成》

第3条 各委員会の委員長は会則第9条及び第10条に基づいて選任される。

- 2 副委員長若干名、書記若干名、会計若干名は各単位PTAの会員より委員長が選任する。

《報告》

第4条 各委員会は、前年度委員会からの引継ぎ・申し送り事項のほか、新しく年間活動計画（事業計画）を定め会長に報告する。また、理事会、三役委員長会議に時々の活動報告等をしなければならない。

- 2 各委員会は、年度末には年間計画の実施状況と問題点・要望等を書面にて会長に報告し、次年度委員会に引継がなければならない。

《職務》

第5条 各委員会の役員の職務は次の通りとする。

- (1) 委員長は委員会会務を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は、会長の指名する者がその職務を代理する。

附 則

- (1) 本規則は、昭和62年5月10日から施行する。
- (2) 本規則は、平成9年5月10日改正施行する。
- (3) 本規則は、平成13年5月12日改正施行する。
- (4) 本規則は、平成17年5月14日改正施行する。
- (5) 本規則は、平成19年5月12日改正施行する。
- (6) 本規則は、平成21年5月9日改正施行する。
- (7) 本規則は、平成25年5月12日改正施行する。
- (8) 本規則は、平成27年5月18日改正施行する。
- (9) 本規則は、平成28年5月16日改正施行する。
- (10) 本規則は、平成30年5月13日改正施行する。
- (11) 本規則は、令和3年10月21日改正施行する。

表彰規程・慶弔規程・旅費規程 奨励費助成規程・事務局員服務規程 選挙規程・文書取扱規程 「こども110番の家」運動に係る見舞金支給規程

【表 彰 規 程】

《主旨》

第1条 P T Aの運営活動に秀で、他P T Aの範とするにたるもの及びP T Aの使命遂行に尽力し、その功績顕著なるものを表彰し、もって本市教育の振興に寄与する。

《被表彰者》

第2条 被表彰者は、団体及び個人とする。

《表彰の種類及び基準》

第3条 表彰は、次の通りとする。

- (1) 優良団体の部（単位P T A）
単位P T Aとして、その運営活動が特に秀で、他P T Aの範となるものを表彰する。
- (2) 退任会長の部（会員）
退任となる単位P T Aの会長を表彰する。
- (3) 特別功労者の部（会員）
単位P T Aにおいて、P T Aの振興発展及び児童生徒の福祉増進のために尽力し、その功績大なる者を表彰する。
- (4) 特別功労者の部（関係団体）
本会の発展に貢献のあった者を表彰する。
- (5) 個人功労者の部（本会各委員会役員）
本会の各委員会役員を務め、本会の発展に寄与し、当該年度をもって役職を辞する者を表彰する。

《表彰の時期》

第4条 表彰は、本会年次総会の席上において行う。

《表彰の手続き》

第5条 表彰の手続きは、次の通りとする。

- (1) 個人被表彰候補者の推薦は、各単位P T Aにおいて功績調書を作成し、毎年指定期日までに本会会長に提出するものとする。
- (2) 被表彰者は、この会の三役会議において選考決定し、その結果を理事会に報告する。

附 則

- (1) 本規程は、平成9年5月10日から施行する。
- (2) 本規程は、平成17年5月14日改正施行する。
- (3) 本規程は、平成27年5月18日改正施行する。
- (4) 本規程は、平成28年7月1日改正施行する。
- (5) 本規程は、平成30年5月13日改正施行する。

【慶弔規程】

《慶弔の範囲》

第1条 慶弔の該当者は次の通りとする。

- (1) 本会の役員
- (2) 本会会員単位PTA会長
- (3) その他特別の場合は三役会議で決定することができる。

《慶弔の方法》

第2条 慶弔の方法は次の通りとする。

- (1) 香典は5,000円とする。
- (2) 会葬は代表者を以ってする。
- (3) その他特別の場合は三役会議で決定することができる。

附 則

- (1) 本規程は、昭和59年1月1日から施行する。
- (2) 本規程は、平成9年5月10日改正施行する。
- (3) 本規程は、平成13年5月12日改正施行する。
- (4) 本規程は、平成17年5月14日改正施行する。
- (5) 本規程は、平成30年5月13日改正施行する。

【旅費規程】

《支給の範囲》

第1条 本会の用務のため、会議に出席する者に旅費を支給する。

第2条 旅費の支給を受ける者は、次の通りとする。

- (1) 三役会議及び三役委員長会議出席者
- (2) 本会を代表して各種会議に出席する者で、他の団体から旅費の支給を受けない者
- (3) その他、会長が特に必要と認めたる者

《支給の方法》

第3条 旅費の支給方法及び金額は次の通りとする。

- (1) 前条の旅費は実費支給とする。
- (2) 前号の旅費はそれぞれ出席者に支給する。

附 則

- (1) 本規程は、昭和54年11月24日から施行する。
- (2) 本規程は、平成13年5月12日改正施行する。
- (3) 本規程は、平成17年5月14日改正施行する。

【奨励費助成規程】

《目的》

第1条 本規程は、本会会員の単位PTA相互間の交流を図ることを目的とした行事等に対して、その活動を奨励することを目的として設置する。

《申請》

第2条 奨励費助成を希望する場合は、次の通りとする。

- (1) 申請者は、行事等の主管する単位PTAとする。
- (2) 申請は、文書にて行う。
- (3) 申請は、毎年7月末日を期限とする。

《助成範囲》

第3条 奨励費助成の範囲は、次の通りとする。

- (1) 単位PTA相互間交流事業は、単位PTAの会員参加のもとに実施されなければならない。
- (2) 新規に相互間交流事業を起こす場合は、開始年度から3年間につき、年額1万円を上限として申請することができる。
- (3) 継続されている相互間交流事業に対しては、年額5千円を上限として申請することができる。

《助成の決定》

第4条 奨励費助成の対象事業及び助成金額は、三役会議でその内容を審議し、決定する。

《報告書の提出》

第5条 相互間交流事業毎に報告書提出をもって、事業の完了とする。ただし、報告書提出期限は、当該事業終了後2週間以内とする。

《支給》

第6条 奨励費の支給は、報告書の内容に基づき、三役会議で審議し、決定する。

《支給総額》

第7条 奨励費の支給総額は、当該年度の予算額以内とする。

附 則

- (1) 本規程は、平成6年5月14日から施行する。
- (2) 本規程は、平成21年5月9日改正施行する。
- (3) 本規程は、平成25年5月12日改正施行する。
- (4) 本規程は、平成30年5月13日改正施行する。

【事務局員服務規程】

《目的及び服務基準》

第1条 事務局員の服務規程を次の通りに定める。

- (1) 事務局員は、本会の発展向上のために勤務し、職務の遂行にあたっては誠意を以って対処し、これに専念しなければならない。
- (2) 事務局員は、会則・諸規程を熟知し、本会の会則・諸規程を守り、職務を遂行しなければならない。

- (3) 事務局員は、各単位P T A及び事務局内相互の親和協力が心がけ、事務能率の改善向上を図り、担当職務については、責任をもって正確迅速に処理しなければならない。

附 則

- (1) 本規程は、平成4年5月9日から施行する。
(2) 本規程は、平成17年5月14日改正施行する。
(3) 本規程は、平成30年5月13日改正施行する。

【選 挙 規 程】

第一章 総 則

《目的》

第1条 本規程は、総会において会長を公選する時、その選挙制度を確立し、選挙が公明かつ適正に行われることを目的とする。

《選挙事務と監督》

第2条 本規程において、選挙に関する事務は事務局が行い、事務局長は、事務局を指揮監督する。

第二章 選挙権及び被選挙権

《選挙権》

第3条 選挙権は、次の通りとする。

- (1) 会則第14条に該当する者は、会長選挙の選挙権を有する。
(2) 役員及び代議員とは、事務局に登録し名簿に記載されている者をいう。

《被選挙権》

第4条 会則第9条第2号に該当する者は、会長選挙の被選挙権を有する。

第三章 選 挙 人 名 簿

《役員・代議員名簿》

第5条 役員・代議員名簿は、次の通りとする。

- (1) 選挙人名簿とは、役員・代議員名簿をいい、事務局に据え置くものとし、会長選挙の名簿とする。
(2) 役員・代議員名簿は、事務局指定の締切日までは変更できるものとし、締切日後は締切日時点の役員・代議員を名簿に記載する。

《縦覧》

第6条 選挙人名簿の縦覧は、次の通りとする。

- (1) 事務局は、選挙人名簿に登録すべき者を決定した時、その氏名を記載した書面を縦覧に供さなければならない。
(2) 事務局は縦覧の場所、期間及び方法を各単位P T Aに告知しなければならない。

《異議の申し出》

第7条 異議の申し出は、次の通りとする。

- (1) 選挙人は、選挙人名簿に登録すべき者の決定に関し、所属する単位PTAの選挙人名簿に不服がある時は、事務局に異議を申し出ることができる。
- (2) 事務局は、前号の異議の申し出を受け、その異議の申し出が正当であると決定した時は、直ちに選挙人名簿を修正し、異議申出人に通知しなければならない。

第四章 投 票

《選挙の方法》

第8条 選挙は、投票により行う。

《1人1票》

第9条 投票は1人1票に限る。

《投票管理・立会人》

第10条 事務局は、選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て3人以上5人以下の投票管理・立会人を選任しなければならない。

《選挙人名簿の登録と投票》

第11条 選挙人名簿に登録されていない者は、投票できない。

《投票用紙の交付》

第12条 投票用紙は、投票すべき選挙人に交付しなければならない。

《投票の記載事項及び投函》

第13条 選挙人は、投票用紙に選挙の候補者1名の氏名を自書して、投票箱に入れなければならない。

第五章 開 票

《開票管理・立会人》

第14条 第10条で選任された者は、開票管理・立会人になる。

《開票の場合の投票の効力の決定》

第15条 投票の効力は、開票管理・立会人が決定しなければならない。その決定に関し、第16条（無効投票）の規定に反しない限り、選挙人の意思が明白であれば、その投票は、有効としなければならない。

《無効投票》

第16条 次の各号に該当する投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 一票中に二人以上の候補者の氏名を記載したもの
- (4) 候補者の氏名を自書しないもの

第六章 候 補 者

《候補者の立候補届出》

第17条 会長の立候補者になろうとする者は、指定の日時までに事務局に書面を以って申し出なければならない。

《候補者》

第18条 候補者とは指定の日時までに立候補の意思を表明した者をいう。

第七章 当 選 人

《当選人》

第19条 選挙において、有効投票の最多数を得た者を、当選人とする。

第八章 選 挙 運 動

《選挙運動》

第20条 選挙運動は、総会において事務局より指定された時間の演説とし、その他の運動は、これを認めない。

附 則

- (1) 本規程は、平成5年5月15日から施行する。
- (2) 本規程は、平成13年5月21日改正施行する。
- (3) 本規程は、平成16年5月8日改正施行する。
- (4) 本規程は、平成30年5月13日改正施行する。
- (5) 本規程の一部改正（第1条、第8条、第13条、第20条）は、令和2年度実施の会長選挙にのみ適用する。

【文 書 取 扱 規 程】

《目的》

第1条 この規程は、青森市PTA連合会（以下「市P連」という。）の事務の適正かつ、迅速な処理を図るため、文書の取扱について必要な事項を定めるものとする。

《定義》

第2条 この規程において「文書」とは、市P連において取扱うすべての文書をいう。
2 この規程において「文書取扱」とは、文書の收受、起案、決裁、浄書、発送及び保存事務をいう。

《文書取扱の原則》

第3条 文書の処理は、すべて正確・迅速に行い、常に処理経過を明らかにし、以って事務効率の向上に資するものでなければならない。

《簿冊等》

第4条 市P連には、次に掲げる簿冊を備えなければならない。

- (1) 文書收受簿（様式第1号）
- (2) 文書発送簿（様式第2号）
- (3) 文書保存台帳（様式第3号）

《文書の收受及び配付》

第5条 市P連に送達された文書及び郵便物は、事務局が收受し、次の項に定めるところにより処理しなければならない。

- 2 文書及び郵便物はすべて開封し、文書收受簿に記載のうえ、三役に供覧する。但し、軽易なものは文書收受簿への記載を省略することができる。

《文書の処理》

第6条 事務局長は、供覧を受けた文書をすみやかに査閲し、自ら処理するものを除き、処理意見を示して担当者に配付しなければならない。担当者が不明のものについては会長に配付するものとする。

《文書の決済》

第7条 簡易な事案以外は、すべて会長の決裁を受けなければならない。

《文書の施行》

第8条 文書発送は、すべて事務局において文書発送簿に記載のうえ、発送するものとする。

《文書の記号及び番号》

第9条 文書には、記号及び番号をつけなければならない。但し、軽易なものについては、これを省略することができる。

- 2 文書の番号は、文書発送簿により会計年度ごとに一連番号とする。
- 3 文書の番号及び表示は、「青市P連発第〇号」とする。

《文書の整理》

第10条 文書は、常に整理し重要文書は天災地変に際し、いつでも持ち出しのできるよう準備しておかななければならない。

《文書の保存》

第11条 文書は、別表に定める保存基準に基づいて分類し、会計年度別に編綴のうえ、文書保存台帳に登録して保存するものとする。

- 2 文書保存は、処理完結の翌年度から起算する。
- 3 電子帳簿保存法に基づき、電子化して保存した場合も同様とする。

《廃棄処分》

第12条 保存期間の満了した文書で更新を必要とするもの以外の文書は、事務局長が廃棄しなければならない。

《委任》

第13条 この規程の施行に関し、必要な事項は三役会議において定める。

附 則

- (1) 本規程は、令和5年5月21日から施行する。

保 存 基 準

① 無期保存

- (1) 総会、理事会議事録
- (2) 事業報告書（過去の要覧）
- (3) 周年記念の会計や事業に関する書類
- (4) その他会長が必要と認めた書類

② 5年保存

- (1) 受信及び発信文書
- (2) 会議、報告、復命、調査に関する書類
- (3) 会計関係帳簿及び書類
- (4) 事務局長および事務局員の業務委託契約に関する書類
- (5) その他会長が必要と認めた書類

③ 3年保存

- (1) 会長選挙に関する書類
- (2) その他会長が必要と認めた書類

④ 1年保存

- (1) 前各号以外の帳簿及び書類（雑文書等）

⑤ 3ヶ月保存

- (1) 個人の私物
- (2) その他会長が必要と認めた書類、私物

【「こども110番の家」運動に係る見舞金支給規程】

《目的》

第1条 青森市PTA連合会（以下、「当会」といいます。）は、当会が運営する「こども110番の家」として当会に登録された建物（以下、「登録建物」といいます。）またはこれに収容されている動産が損壊（盗取または詐欺されることを含みます。）した場合に、本規程の定めるところに従い、当該協力者等またはその遺族に見舞金を支払います。

《対象になる事故》

第2条 当会は以下に定める事故が発生した場合に、見舞金を支払います。

(1) 傷害見舞金

「こども110番の家」運動に直接関連して本運動の協力者等が傷害を被り、

- ①死亡した場合（死亡見舞金）
- ②後遺障害を被った場合（後遺障害見舞金）
- ③入院した場合（入院見舞金）
- ④通院した場合（通院見舞金）

(2) 財物損壊見舞金

「こども110番の家」運動に直接関連して、

- ①登録建物が損壊した場合（建物損害見舞金）
- ②登録建物内の収容動産が損壊した場合（収容物損害見舞金）

《見舞金を支払わない場合》

第3条 次のいずれかの事故または事由によって生じた事故に対しては見舞金を支払いません。

- (1) 協力者等の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為
- (2) 協力者等が次のいずれかに該当する間に生じた事由
 - ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- (3) 協力者等の妊娠、出産、早産または流産
- (4) 協力者等に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- (5) 協力者等に対する刑の執行
- (6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (8) 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (9) (6)から(8)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱

に基づいて生じた事故

- (10) (8)以外の放射線照射または放射能汚染
- (11) 医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。）による裏付けのない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状。ただし、入院見舞金および通院見舞金についてのみ適用します。

《用語の定義》

第4条 本規程において、次に掲げる用語は、次の定義に従うものとします。

- (1) 「こども110番の家」運動
当会が運営する「こども110番の家」に登録し、不審者から危害を加えられるおそれのあるこども等を保護する行為等の協力を行う活動をいいます。
- (2) 協力者
当会が「こども110番の家」に登録した者をいいます。
- (3) 協力者等
協力者、協力者の配偶者、協力者もしくは協力者の配偶者と生計を共にする同居の親族（協力者の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。以下同様とします。）もしくは別居の未婚の子、または、協力者に雇用され登録建物内で働く従業員（アルバイトを含みます。）をいいます。
- (4) 登録建物
登録者の住居または店舗建物の、「こども110番の家」として当会に登録されているものをいいます。これに付随する庭、車庫、物置等を含みます。
- (5) 収容動産
登録建物内の協力者等の所有物または賃借物をいいます。ただし、自動車、原動機付自転車は除きます。
- (6) 後遺障害
治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。また、別表に掲げる後遺障害等級第1級から第3級までに掲げるものを重度後遺障害、第4級から第6級までに掲げるものを中度後遺障害、第7級から第14級までに掲げるものを軽度後遺障害といいます。

《登録》

第5条 協力者の登録は、所定の名簿等に以下の内容を記載することにより行います。

- (1) 協力者の氏名および住所
- (2) 登録建物の所在地および店舗の場合は店舗名

《事故報告》

第6条 協力者は、登録建物にこども等の駆け込みがあった場合は、事故の有無にかかわらず、遅滞なく当会にその旨を報告するものとします。報告がなくて事故が発生した場合は、当会は見舞金を支払いません。

《見舞金の支払額》

第7条 傷害見舞金については、協力者等1名1事故あたりの見舞金支払額を以下のとおりとします。

- (1) 死亡見舞金 : 1,000万円
- (2) 後遺障害見舞金 : 重度後遺障害のとき 1,000万円
中度後遺障害のとき 300万円
軽度後遺障害のとき 30万円
- (3) 入院見舞金 : 5万円

(4) 通院見舞金 : 1万円

2. 財物損壊見舞金については、協力者1名1事故あたりの見舞金支払額は以下のとおりとします。

(1) 建物損害見舞金 : 3万円

(2) 収容物損害見舞金 : 3万円

《見舞金の請求手続き》

第8条 本規程に従い見舞金の支払いを請求する場合には、以下の書類を当会へ提出するものとします。

(1) すべての見舞金について共通

- ・ 事故内容報告書
- ・ 見舞金請求書
- ・ 公の機関による事故証明書

(2) 死亡見舞金について

- ・ 死亡診断書もしくは死体検案書

(3) 後遺障害見舞金について

- ・ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書

(4) 入院見舞金について

- ・ 医師の診断書(写)

(5) 建物損害見舞金および収容物損害見舞金について

- ・ 損壊した物の写真

《他の補償制度との関係》

第9条 本規程による見舞金の支払いは、他の補償制度により支払われる見舞金とは無関係に行うものとします。

《本規程に定めのない事項》

第10条 本規程に定めのない事項については、協議の上、定めるものとします。

別表 後遺障害等級表

等級	後 遺 障 害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの

等級	後遺障害
第3級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第4級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの
第7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

等級	後 遺 障 害
第7級	<ul style="list-style-type: none"> (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの
第8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの
第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの

等級	後 遺 障 害
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの
第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの

第55回広報紙コンクール入賞PTA

《小学校の部》

最優秀賞	堤小学校「つつみ」
優秀賞	大野小学校「おおの」
企画賞	金沢小学校「かなざわ」
レイアウト賞	甲田小学校「こうだ」
プランニング賞	浜田小学校「HAMADA」
写真賞	造道小学校「つくりみち」

《中学校の部》

最優秀賞	南中学校「みなみ」
優秀賞	佃中学校「みずばしょう」
企画賞	該当なし
レイアウト賞	筒井中学校「筒中」
プランニング賞	浪岡中学校「NAMICHU」
写真賞	浦町中学校「浦中」

PTA 団体・個人表彰一覧

○青森市PTA連合会会長表彰

団 体 の 部

回	年	団 体		
38	平28. 5. 15	堤 小PTA 新城中央小PTA 浦 町 中PTA	古 川 小PTA 本 郷 小PTA 造 道 中PTA	泉 川 小PTA 古 川 中PTA
39	29. 5. 14	金 沢 小PTA 三内西小PTA	原 別 小PTA 西 中PTA	奥 内 小PTA 甲 田 中PTA
40	30. 5. 13	東 陽 小PTA 佃 中PTA	三内西小PTA 南 中PTA	浪岡北小PTA 東 中PTA
41	令元. 5. 19	大 栄 小PTA 野 内 小PTA	金 沢 小PTA 浦 町 中PTA	後 潟 小PTA 浪 岡 中PTA
42	2. 6. 13	莩 町 小PTA 筒井南小PTA 荒 川 中PTA	奥 内 小PTA 浪岡野沢小PTA	西田沢小PTA 東 中PTA
43	3. 5. 15	篠 田 小PTA 筒井南小PTA	高 田 小PTA 本 郷 小PTA	幸 畑 小PTA 筒 井 中PTA
44	4. 5. 28	堤 小PTA 女鹿沢小PTA	千 刈 小PTA 筒 井 中PTA	浜 田 小PTA 浪 岡 中PTA
45	5. 5. 21	造 道 小PTA 泉 川 小PTA 東 中PTA	長 島 小PTA 浪 館 小PTA 筒 井 中PTA	荒 川 小PTA 西 中PTA
46	6. 5. 12	佃 小PTA 本 郷 小PTA	浪 館 小PTA 甲 田 中PTA	浪岡南小PTA 浪 打 中PTA
47	7. 5. 18	金 沢 小PTA 沖 館 中PTA	浪岡北小PTA 南 中PTA	浪岡野沢小PTA 東 中PTA

○青森県教育長・青森県PTA連合会会長(連名)表彰

回	年	団 体		個 人	
62	平28	篠田小PTA	原別小PTA	福藤木三北	めぐみ(浦町小) 律子(後湯小) 村敦志(浪岡中) 浦博美(泉川小) 川恵美(新城小)
		油川中PTA	佃中PTA		
63	29	古川小PTA	横内小PTA	山川高山佐	田越隆雄(三内小) 坂修(横内小) 本淑子(新城小) 藤行子(新城中央小) (甲田中)
		古川中PTA	浦町中PTA		
64	30	長島小PTA	泉川小PTA	伊藤高間今高	幸生(南城中) 幸逸(新城中) 山大介(古川中) 今政敏(東城中) 谷真由美(筒井中)
		浦町小PTA	沖館中PTA		
65	令元	千刈小PTA	浪岡北小PTA	工藤西豊平	勝靖人(浦町中) 真史(東館中) 川明子(原別小) 山健一(泉川小)
		南中PTA	浦町中PTA		
66	2	千刈小PTA	葭町小PTA	遠藤山田	浩一(三内中) 水亮司(新城中) 山口由美子(古川中) 嶋美奈子(西城中)
		浜田小PTA	三内中PTA		
67	3	金沢小PTA	高田小PTA	奈良岡三加室	典子(筒井中) 隆義(荒川中) 枝慎太郎(筒井中) 藤徳子(浪岡中) 谷希美子(西城中)
		本郷小PTA	北中PTA		
68	4	千刈小PTA	泉川小PTA	白坂山柴佐	祥一(高田小) 広樹(幸畑小) 内武志(女鹿沢小) 田由香子(大栄小) 藤多喜(西城中)
		西中PTA	東中PTA		
69	5	浜館小PTA	幸畑小PTA	今吉葛小林	健太郎(造道小) 康久(泉川小) 西慶子(西城中) 泉憲一(筒井中) 小林丈夫(甲田中)
		筒井中PTA	浪岡中PTA		

回	年	団 体		個 人	
70	令6	荒川小PTA	造道小PTA	岩本喜雄(筒井中)	山谷和寿(浪岡中)
		甲田中PTA	東中PTA	渡邊一輝(千刈小)	白鳥里恵(荒川中)
71	7	佃小PTA	浪館小PTA	河西睦(古川中)	土屋あゆみ(甲田中)
		浪岡南小PTA	甲田中PTA	高橋あゆ美(甲田中)	伊藤愛(千刈小)

○東北PTA連絡協議会会長表彰

回	年	団 体		個 人	
45	平28			佐藤江里子(前市PTA連合会副会長)	
46	29	甲田小PTA(会長 外崎 浩司)		清野 覚(前市PTA連合会副会長)	
47	30	三内小PTA(会長 山田 剛)		福土めぐみ(市PTA連合会副会長)	
48	令元	東中PTA(会長 柴田 知弘)		木村 敦志(前市PTA連合会副会長)	
49	2			中田 靖人(前市PTA連合会副会長)	
50	3	荒川中PTA(会長 川村 隆義)		工藤 勝顯(前市PTA連合会副会長)	
51	4			外崎 浩司(前市PTA連合会会長)	
				山本 淑子(前市PTA連合会副会長)	
52	5	泉川小PTA(会長 木津谷春樹)		高坂 修(前市PTA連合会会長)	
53	6	浪岡中PTA(会長 山谷 和寿)		賀田 州一(市PTA連合会副会長)	
				阿部 浩志(市PTA連合会副会長)	
				棟方 文博(市PTA連合会会長)	
				八重沢順子(前市PTA連合会副会長)	
				林 丈夫(前市PTA連合会副会長)	
54	7			山谷 和寿(前浪岡中学校PTA会長)	

○日本PTA全国協議会会長感謝状

年度	個 人 (役 職 名)
平5	石 田 次 郎 (市PTA連合会会長)
10	花 田 明 仁 (県PTA連合会副会長)
15	谷 藤 吉 信 (浦町小学校PTA会長)
令2	外 崎 浩 司 (県PTA連合会会長)

○日本PTA全国協議会会長表彰

団 体 の 部

年度	個 人
平4	橋 本 小PTA (会長 千 葉 英 夫)
9	菫 町 小PTA (会長 室 津 進 治)
10	西 中PTA (会長 笹 田 隆 志)
16	合 浦 小PTA (会長 内 海 克 憲)
19	栄 山 小PTA (会長 木 立 匡 英)
24	長 島 小PTA (会長 賀 田 州 一)
26	新 城 中PTA (会長 小 川 誠 司)
令2	東 中PTA (会長 板 垣 美 保)
3	筒 井 中PTA (会長 三 枝 慎 太 朗)

個 人 の 部

年度	個 人 (役 職 名)
平元	米内山 正 機 (県PTA連合会副会長)
4	石 田 道 夫 (市PTA連合会会長)
6	高 橋 政 治 (市PTA連合会前事務局長)
7	石 田 次 郎 (市PTA連合会会長)
11	市 川 和 行 (市PTA連合会会長) 花 田 明 仁 (県PTA連合会副会長)
13	室 津 進 治 (市PTA連合会会長)
16	竹 内 貞 雄 (市PTA連合会顧問)
18	一 戸 誠 司 (市PTA連合会顧問)
19	内 海 克 憲 (市PTA連合会会長)
20	木 村 俊 昭 (前市PTA連合会副会長)
22	渡 辺 精 一 (市PTA連合会会長)

年度	個人（役職名）
平23	松浦健悦（市PTA連合会会長）
26	坂本浩司（前市PTA連合会会長） 石澤千鶴子（前市PTA連合会副会長）
28	道川晋司（市PTA連合会顧問）
29	木立匡英（市PTA連合会顧問）
30	清野覚（元市PTA連合会副会長） 佐藤江里子（元市PTA連合会副会長）
令3	外崎浩司（前県PTA連合会会長） 中田靖人（元市PTA連合会副会長）
4	山田剛（前市PTA連合会副会長）
6	高坂修（市PTA連合会顧問）
7	棟方丈博（市PTA連合会顧問）

○文部大臣表彰（～H13）

○文部科学大臣表彰（H14～）

団体の部

年度	個人
平2	南中PTA（会長 米内山正機）
15	浦町小PTA（会長 谷藤吉信）
18	原別小PTA（会長 大坂美保）
19	佃小PTA（会長 木村俊昭）
21	東中PTA（会長 工藤健）
27	三内西小PTA（会長 中野新之助）
令2	甲田中PTA（会長 外崎浩司）
5	千刈小PTA（会長 棟方丈博）

個人の部

年度	個人（役職名）
平5	米内山正機（前県PTA連合会会長）
令5	外崎浩司（前県PTA連合会会長）

青森市PTA連合会歴代三役

	年度	会 長	副 会 長	副 会 長	副 会 長	副 会 長	事務局長
30	平27	木 立 匡 英	鈴 木 孝 亨 伴 孝 文	清 野 覚 外 崎 浩 司 賀 田 州 一	福 藤 木 土 田 村 めぐみ 子 志	坂 本 浩 司	
31	28	外 崎 浩 司	中 村 直 人 伊 藤 直 樹	清 野 覚 賀 田 州 一 福 土 めぐみ	藤 田 律 子 木 村 敦 尚 工 藤 勝 顯	坂 本 浩 司	
	29	外 崎 浩 司	千 田 雅 美 山 内 恒 志	賀 田 州 一 福 土 めぐみ 木 村 敦 志	工 藤 勝 顯 中 伊 藤 幸 生	坂 本 浩 司	
	30	外 崎 浩 司	八木橋 房 代 山 内 恒 治	福 藤 木 土 田 村 めぐみ 志 顯	中 伊 藤 幸 真 西 谷 真 史	賀 田 州 一	
	令元	外 崎 浩 司	八木橋 房 代 前 田 眞 己	工 藤 勝 顯 中 伊 藤 幸 美 三 浦 博 美	山 本 淑 子 高 瀬 幸 拓 大 橋 逸 也	賀 田 州 一	
	2	外 崎 浩 司	濱 田 智 子 會 津 完 治	工 藤 勝 顯 三 浦 博 美 山 阿 部 浩 志	川 村 隆 義 加 藤 德 宏 鎌 田 慎 太郎	賀 田 州 一	
32	3	高 坂 修	赤 坂 裕 子 會 津 完 治	三 浦 博 美 阿 鎌 田 宏 丈 夫	山 田 剛 義 川 村 隆 慎 三 枝 村 美 洋	毛 利 精 悟	
	4	高 坂 修	小 倉 倫 子 今 別 幸 司	三 浦 博 美 阿 鎌 田 宏 丈 夫	賀 田 州 一 今 棟 方 憲 小 泉 一 博	平 沢 新 一	
33	5	棟 方 丈 博	須 藤 香 代子 高 屋 美 穂	林 津 谷 春 樹 木 津 谷 健 太郎 今 三 浦 博 美	八重 沢 順 子 阿 賀 田 浩 州 山 谷 和 一 寿	平 沢 新 一	
	6	棟 方 丈 博	須 藤 香 代子 黒 丸 健 吾	木 津 谷 春 樹 阿 賀 田 浩 州 山 谷 和 一 寿	蠣 崎 広 樹 白 鳥 里 一 渡 邊 輝 輝 高 橋 あ 紗 美	平 沢 新 一 高 坂 修	

中学生ねぶた運行の記録

回	期 日	参加校	参加生徒数	題 名	制 作 者
1	昭56. 8/3~4	13	1,640	坂上田村麻呂と和	北川 啓 三
2	57. 8/3~4	15	1,700	風 神 雷 神	北 村 隆
3	58. 8/3~4	11	2,022	竜 飛 の 黒 神	//
4	59. 8/3~4	12	2,406	玉 藻 の 前	//
5	60. 8/3~4	13	1,805	坂田金時土蜘蛛退治	//
6	61. 8/3~4	12	1,208	雷 神 菅 原 道 真	//
7	62. 8/3~4	11	934	かぐや姫の昇天	//
8	63. 8/3~4	13	688	義経の鬼退治	//
9	平元. 8/3~4	10	864	草 摺 り 引 き	//
10	2. 8/3~4		500	義経海峡を渡る	//

親子ねぶた運行の記録

回	期 日	参加校	参加者数		題 名	制 作 者
			子ども	保護者		
1	平3. 8/3	28	827	493	翔 べ 牛 若 丸	渋 谷 昭 雄
	3. 8/4	31	921	404		
2	4. 8/2~3	33	1,505		孫悟空・術をつかう	//
3	5. 8/2・3・7	27	1,470	702	盤 登 城	//
4	6. 8/3・5・7	22	1,350	987	三 国 志 ・ 關 羽	渋 谷 一 擲
5	7. 8/3・4・7	26	1,406	951	鞍 馬 山 の 牛 若 丸	//
6	8. 8/3・4・7	29	1,752	975	南総里見八犬伝芳流閣	//
7	9. 8/3・4・5	31	1,750	969	風 林 火 山	柳 谷 優 浩
8	10. 8/2・4・7	37	1,400	789	忠 臣 蔵	//
9	11. 8/3・4・7	39	1,677	1,141	劍聖武蔵 梅軒を討つ	//
10	12. 8/3・5・7	31	1,745	1,125	大 魔 神	柳 谷 優 碩
11	13. 8/4・5・7	33	1,619	990	空 海	//
12	14. 8/3・4・6・7	31	2,051	1,176	風 神 雷 神	//
13	15. 8/3・5・6	32	2,225	1,448	蘭 陵 王	//

青森市PTA連合会ねぶた

回	期 日	参加校	参加者数		題 名	制 作 者
			子ども	保護者		
1	平16.8/3・5・6	32	2,296	1,475	二 天 の 守 り	柳 谷 優 碩
2	17.8/3・5・6	29	2,270	1,353	川 中 島	//
3	18.8/3・4・6	27	2,067	1,302	鳩 摩 羅 汁 と 共 命 鳥	//
4	19.8/2・3・4・6	30	2,187	1,410	大 江 山	内 山 龍 星
5	20.8/2・3・4・6	74	2,052	1,209	義 平 推 参	//
6	21.8/2・3・4・6	23	1,692	640	戸 隠 山 の 青 嵐	//
7	22.8/2・3・4・6	20	1,601	930	吉 備 津 彦 命 ・ 温 羅 を 討 つ	//
8	23.8/2・3・4・6	37	1,187	536	文 覚 と 不 動 明 王	//
9	24.8/2・3・4・6	20	1,234	659	羅 生 門	//
10	25.8/2・3・4・6	24	1,770	469	林 冲 ・ 王 倫 を 討 つ	//
11	26.8/2・3・4・6	25	1,185	485	鬼 童 丸 と 袴 垂 保 輔	//
12	27.8/2・3・4・6	29	1,025	345	劉 根 ・ 鬼 神 を 呼 び 寄 せ る	//
13	28.8/2・3・4・6	20	870	295	源 三 位 頼 政 鶴 退 治	//
14	29.8/2・3・4・6	68	740	335	仁 田 四 朗 ・ 神 霊 を 見 る	//
15	30.8/2・3・4・6	64	846	258	鍾 馗	//
16	令元.8/2・3・4・6	67	585	276	天 の 岩 戸	//
17	5.8/3・4・5・6	45	1,241	2,113	天 狗 と 牛 若 丸	//
18	6.8/2・3・5・6	46	1,460	2,152	龍 神 と 大 鯰	//
19	7.8/2・4・5・6	42	1,463	2,250	素 戔 鳴 尊 の 大 蛇 退 治	//

令和7年度青森市PTA連合会 ねぶた運行事業実施要綱

1 趣 旨

青森市の将来を担う青少年が、健全で活力に満ちたたくましい生活を営むことは、青森市民の願いである。当連合会のねぶたは、この願いと伝統ある郷土の文化遺産の継承、そして郷土愛を育ませることを目的として実施されるものである。登録名称は、「青森市PTA連合会ねぶた」であり、略称「市P連ねぶた」とし以下表記する。

2 主 管

青森市PTA連合会（ねぶた実行委員会・ねぶた委員会）

3 後 援

青森市教育委員会・青森市小学校長会・青森市中学校長会

4 テ ー マ

「素戔鳴尊（すさのおのみこと）の大蛇退治～災害のない世界へ～」

5 協 賛

企業、団体、個人

6 運 行 日（運行順序）

8月2日(土)(1番)・4日(月)(2番)・5日(火)(1番)・6日(水)(1番)

7 運行日の順延について

- ① 運行日の順延については、ありません。
- ② 雨天でも運行します。（祭本部が運行中止を発表した場合のみ中止）
- ③ 雨天時の参加、不参加は、各参加単Pの判断による。

8 参加者及び参加条件等

- ① PTA会員かつ各単位PTAでの参加を基本とする。
- ② 単位PTA、個人参加を認める。但し、個人参加の場合においても引率管理責任は各単位PTAにあるものとする。
- ③ 心臓障害や病気等で気分がすぐれない児童生徒は参加できない。
- ④ 保護者が許可しない児童生徒は参加できない。
- ⑤ 参加する児童生徒はPTA安全互助会等傷害保険に加入していること。
- ⑥ 跳 人 小学校1～3年生は、必ず保護者同伴とする。

小学校4～6年生、中学生（1～3年生）は、保護者の了解を得る。参加申込については、原則、参加申込フォームによる事前登録とする。市P連参加申込フォームから申し込まれた後、申込者情報は電子メール等で単位PTAに報告する。

囃子方 小学生以上で、七節ができる方もしくはできるように一生懸命取り組む方とするが、囃子方は参加者の演奏レベルに合わせ、太鼓配置等を行うため、参加申込フォームにより申し込みを必ず行うこと。

小学校 1～3年生は、必ず保護者同伴とする。

小学校 4～6年生、中学生（1～3年生）は、保護者の了解を得る。
参加申込については、原則、参加申込フォームによる事前登録とする。
市P連参加申込フォームから申し込まれた後、申込者情報は電子メール等で単位PTAに報告する。

- ⑦ 運行終了後、市P連の責任は解散場所での解散までとする。解散後は単位PTA毎に保護者または保護能力のある責任者が引率責任者となり児童生徒を安全に帰宅させるものとする。
- ⑧ 各ご家庭の責任において、ベビーカーでの参加を認める。
- ⑨ 「バケト」参加も認める。参加申込方法は「跳人」に準ずる。
- ⑩ 1日の参加人数によっては運行団体の実施要綱に従い、他の運行日に振り分ける場合がある。
- ⑪ 服装や参加条件に従えない場合は、役員団の判断により参加を認めない場合がある。
- ⑫ 参加届出のない参加者について市P連は一切の責任を負わない。
- ⑬ 参加者は、跳人、囃子方のいずれか一方での参加となる。この選択は1日単位で変更できる。

9 踊りの指導について

- ① 踊りは自由闊発な乱舞は良いが、ディスコ調の踊りは禁止とする。
- ② ホイッスルは禁止とする。

10 服装について

- ① 警備関係者から「異種跳人」と認識される服装や着付けはしない。
*「異種跳人」とは「地下足袋、サンダル」や「タスキなし」、「囃子方衣装」での跳人参加など。警備関係者から「異種跳人」と認識される服装や着付けはしない。
- ② 児童・生徒・保護者とも学校ごとの半纏などがある場合は、なるべく着用し所属単位PTA名が分かりやすいようにする。
- ③ 小学生、中学生とも、跳人は、ねぶた衣装（正装）の着用を基本とする。（原則花笠着用、サンダル不可、ズック・スニーカー可）但し、正装の準備や着付けが難しい場合は学校の短パン、学校Tシャツにハチマキ、タスキ、シゴキでの参加を認める。
- ④ 跳人の付き添いの保護者はねぶた衣装（正装）を着用する。（原則花笠着用、サンダル不可、ズック・スニーカー可、私服不可）
- ⑤ 囃子方児童生徒は囃子衣装（単P指定の短パン、Tシャツに半纏もしくはダボシャツ、股引き、胸当に地下足袋またはズック・スニーカー【サンダルは不可】）を着用し、できる限り各単Pで統一する。
- ⑥ 囃子方に参加する保護者は囃子衣装（ダボシャツ、股引き、胸当、地下足袋または足袋・雪駄【サンダルは不可】）を着用する。

11 児童・生徒指導について

- ① 郷土の祭に対する理解を深める指導を図る。
- ② 交通事故・非行防止についての指導を図る。
- ③ 必要に応じて、参加する児童生徒の組織化を図り、児童生徒の連携を深める。

12 集合・出発・解散場所について

- ① 集合・解散場所や時刻については、以下の通りとし、参加者を各単Pの責任者が掌握し、ねぶた実行委員会本部に報告する。
- ② 各単Pの引率責任者は、ねぶたの集合場所へ指示に従い参加者を引率する。
- ③ 集合時間及び集合場所
○跳人、囃子方
2日・4日・5日・6日 青い海公園の東側 聖徳公園
集合時間 参加受付18:00まで
(集合場所に到着後は、速やかに受付に申し出し、受付に参加人数他を報告する。個人でも各単位PTAの代表者でも可)
*囃子方の一部(戻り囃子演奏を行う場合)はラッセランド集合・解散となる予定です。
- 曳手、ボランティアスタッフ
2日・4日・5日・6日 市P連ねぶた小屋前
集合時間 参加受付16:30まで
*曳手及びボランティアスタッフは、衣装の貸し出しや配置場所等の説明等があります。
- ④ 解散場所 青い海公園の東側 聖徳公園(確認事項が済みしだいお菓子を受け取って解散)
- ⑤ 跳人のみ、運行途中の出入りは可。(但し、必ず保護者同伴)
*参加受付後、児童生徒は事故防止のため、ねぶた運行までは、聖徳公園から出ないこと。また、港や海岸付近へ近寄らない事。

13 その他

- ① 市P連ねぶた実施にあたり、ねぶた運行実行委員会を組織する。
- ② 集合場所および解散場所以外での児童生徒の引き渡しは原則として禁止とする。但し、やむを得ずこれを行う場合には必ず市P連役員に報告してから行うこと。
- ③ 単Pごとに自校から参加する児童生徒の引率責任者(単Pねぶた委員会委員長、単P役員、単P教職員)を決め、氏名および電話番号等の連絡先情報を市P連事務局に報告する。
- ④ 事故防止については万全の対策を講じる。
- ⑤ ねぶた運行前、及びねぶた運行後、ねぶた小屋前にて各班代表者によるミーティングを行う。
- ⑥ 当日参加した単P引率責任者は児童生徒の保護者への引渡完了後速やかに市P連に報告すること。
- ⑦ 運行中および集合解散時の飲酒、喫煙を禁じる。
- ⑧ 参加者は運行時において、カメラ及び携帯電話など自己の所有物を自らの責任で管理するものとし、市P連は運行時に発生した盗難・傷害その他一切の事故について、市P連に重大な過失が認められる場合を除き一切の賠償責任を負わないものとする。
- ⑨ 集合場所および解散場所へは許可された車両を除く一般車両の乗り入れを禁じる。
- ⑩ 本事業に長年の功績があるとねぶた実行委員長が認める場合には表彰を行う場合がある。
- ⑪ 本事業に長年の功績がある方が亡くなった場合、御花料のお渡しおよび遺影をねぶたに乘せることについて、ねぶた運行実行委員長の判断によりこれを行う。

令和7年度青森市PTA連合会ねぶた運行予算書

令和7年4月1日より令和8年3月31日まで

【収入の部】

(単位：円)

科 目	6年度予算額	7年度予算額	増・減(△)	摘 要
1 市PTA連合会予算	100,000	100,000	0	一般会計の安全活動費より
2 市教育委員会補助金	3,420,000	3,420,000	0	市教委より
3 奨 励 費	200,000	200,000	0	観光コンベンションより
4 協 賛 金	9,000,000	11,000,000	2,000,000	団体、個人
5 クリーニング代	0	0	0	
6 雑 収 入	320,015	100,000	△ 220,015	預金利息、グッズ売上金
7 繰 入 金	0	0	0	ねぶた特別会計より繰入
8 繰 越 金	352,555	1,441,881	1,089,326	前年度繰越金
合 計	13,392,570	16,261,881	2,869,311	

【支出の部】

科 目	6年度予算額	7年度予算額	増・減(△)	摘 要
1 大型ねぶた制作費	3,000,000	3,000,000	0	ねぶた本体制作費
2 大型ねぶた制作前払金	1,000,000	2,000,000	1,000,000	次年度大型ねぶた制作費
3 ねぶた体験事業費	100,000	100,000	0	育成事業
4 制 作 備 品 費	1,800,000	1,800,000	0	前ねぶた制作・リヤカー他
5 補 修 材 料 費	30,000	30,000	0	木材、ナマシ線代他
6 小 屋 借 上 料	1,150,000	1,150,000	0	小屋リース料
7 賃 金	500,000	1,000,000	500,000	台曳き高校生、支援隊
8 運行団体関連費	150,000	200,000	50,000	運行団体年会費・協賛金・会議懇親会他
9 機器等賃借料	800,000	900,000	100,000	発電機等リース料
10 消 耗 品 費	500,000	800,000	300,000	キャラ、クリーニング代、ビニールシート他
11 燃 料 費	50,000	50,000	0	ガソリン、軽油代
12 食 料 費	1,200,000	1,200,000	0	作業時弁当代、おにぎり、お茶、運行日児童おやつ代他

科 目	6年度予算額	7年度予算額	増・減(△)	摘 要
13 入魂式費	80,000	80,000	0	玉串料
14 保険料	300,000	300,000	0	参加者保険、本体保険
15 事務局費	10,000	200,000	190,000	事務局員手当
16 事務通信費	10,000	10,000	0	葉書・切手・プリカ携帯他
17 機器等購入費	300,000	300,000	0	提灯、衣装、誘導灯他
18 機器等運送料	150,000	300,000	150,000	台車運搬・作業用車両代
19 渉外費	250,000	400,000	150,000	JUMP参加費用他
20 協賛金関連費	500,000	1,000,000	500,000	協賛関連費用
21 修繕費	30,000	30,000	0	ねぶた修理代他
22 雑費	100,000	100,000	0	振込手数料・駐車場代他
23 業務委託費	150,000	100,000	△ 50,000	ねぶた会計決算業務委託 (税理士)
24 復興事業費	1,000,000	1,000,000	0	復興事業
25 予備費	232,570	211,881	△ 20,689	
合 計	13,392,570	16,261,881	2,869,311	

※科目の流用を認める。

ねぶた特別会計

[収入の部]

(単位：円)

科 目	6年度予算額	7年度予算額	増・減(△)	摘 要
1 繰越金	3,150,554	3,151,733	1,179	令和6年度より
合 計	3,150,554	3,151,733	1,179	

[支出の部]

科 目	6年度予算額	7年度予算額	増・減(△)	摘 要
1 繰入金	0	0	0	
2 予備費	3,150,554	3,151,733	1,179	
合 計	3,150,554	3,151,733	1,179	

令和7年度各種機関委嘱及び関連団体派遣等一覧

【公の機関】

役 職 名	氏 名	市P連役職
・青森市青少年育成市民会議 理 事	木津谷 春 樹	会 長
・青森市子どもを犯罪から守る学校支援協議会 委 員	//	//
・青森市健康福祉審議会 委 員	//	//
・青森市健康福祉審議会 地域福祉専門分科会 委 員	//	//
・青森市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会 委 員	//	//
・青森市健康寿命延伸会議 部 会 員	//	//
・青森市交通安全対策協議会 役 員	//	//
・青森市いじめ問題対策連絡協議会 委 員	小 澤 博 之	副 会 長
・青森市少年指導育成連絡協議会 委 員	白 鳥 里 恵	//
・東青食育推進ネットワーク協議会 委 員	土 屋 あゆみ	//
・青森市学校給食センター献立検討会議 委 員	金 澤 展 嗣	研修委員長
・浪岡学校給食センター献立検討会議 委 員	小 野 実 穂	副 会 長
・青森市社会教育委員	三 國 航	//
・青森市交通安全対策協議会 役 員	蠣 崎 広 樹	//
・青森市教育委員会少年指導委員	//	//
・青森県献血推進員	//	//
・青森市献血推進協議会 委 員	//	//
・青森市通学路安全推進会議 委 員	高 橋 あゆ美	//
・青森市教育支援プラットフォーム東青地区実行委員会 委 員	工 藤 優 作	総務委員長
・青森市冬季バリアフリー計画推進協議会 委 員	吉 川 康 久	事務局次長
・青森市福祉協議会ボランティア活動推進協議会 委 員	出 町 晋 士	副 会 長
・青森市男女共同参画審議会 委 員	河 西 睦	//
・青森市図書館協議会 委 員	本 多 大 輔	広報委員長

【関連団体】

役 職 名	氏 名	市P連役職
・青 森 県 P T A 連 合 会 理 事	棟 方 丈 博	顧 問
・ // //	木津谷 春 樹	会 長
・ // //	蠣 崎 広 樹	副 会 長
・ // //	三 國 航	//
・ // 常置委員	白 鳥 里 恵	//
・ // 代 議 員	高 橋 あゆ美	//
・ // //	小 澤 博 之	//
・ // //	土 屋 あゆみ	//
・青 森 市 学 校 保 健 会 副 会 長	木津谷 春 樹	会 長
・ // 理 事	蠣 崎 広 樹	副 会 長
・ // //	白 鳥 里 恵	//
・ // 代 議 員	三 國 航	//
・ // //	高 橋 あゆ美	//
・ // //	土 屋 あゆみ	//
・ // //	小 澤 博 之	//
・青 森 市 交 通 安 全 母 の 会	土 屋 あゆみ	//
・(一財)青森県PTA安全互助会 理 事	蠣 崎 広 樹	//
・ // 評 議 員	木津谷 春 樹	会 長

青森県PTA安全互助会

青森県PTA安全互助会は、児童・生徒及び保護者や教職員・賛助会員等に対する安全・安心の確保及び福祉の増進に寄与することをねらいとして活動しています。

その活動は、児童・生徒の学校管理下外における傷害事故・賠償事故並びにPTA会員が諸PTA活動中に被った傷害事故・賠償事故に対する総合的な補償です。その他に、各都市連合PTAが取組む子ども達の安全・安心の確保に向けた活動への助成を行っています。

本会の会費及び
補償の概要は右記の
とおりです。

- ・安全互助会会費… 児童・生徒1名につき年会費1,100円です。
- ・加入方法… 各学校PTAを単位として、加入していただきます。
- ・保険期間… 4月1日から1年間
- ・請求方法… 学校に用紙(事故発生通知書)がありますので、学校を通して提出ください。(裏面をご覧ください。)

1. 補償の対象

① 児童・生徒の補償 (授業中・学校行事は補償できません。)

傷害事故	<p>学校外(家庭内等)でおきたケガに対し補償します。</p> <p>〈例〉 ◇自宅で遊んでいるうち、ポットを倒しヤケドした。 ◇路上で遊んでいて、急な飛び出しをして自動車にはねられた。 ◇スキーをしていて転倒し、骨折をした。 ※登下校中の事故でも、安全互助会で補償します。(但し天災は除く。)</p>	 <p>転んで骨折した</p>
賠償事故	<p>児童・生徒が他人の身体や物に損害を与え法的な責任を負った場合、その賠償を補償します。但し、相手にも過失がある場合には本人の過失分についてのみ補償します。</p> <p>〈例〉 ◇児童・生徒が自転車で誤って幼児をはねてケガをさせた。 ◇児童・生徒がキャッチボールで隣家のガラスを破損させた。 ◇児童・生徒が自転車で誤って駐車場の車にキズをつけた。</p>	 <p>キズつけてしまった</p>

② PTA(会員)の補償

傷害事故	<p>PTA会員がPTA行事に参加している時におきたケガに対し補償します。</p> <p>〈例〉 ◇PTAのバレーボール大会で、高くジャンプしたところアキレス腱を切った。 ◇PTAの労力奉仕活動中ケガをした。</p>	 <p>アキレス腱を切った</p>
賠償事故	<p>PTA行事を主催するPTA側のミスで事故がおき、PTAが法律上の賠償責任を負った場合の賠償を補償します。</p> <p>〈例〉 ◇野球大会で、他人から借りてきたバットを折ってしまった。 ◇PTAの催し物の看板の固定が悪く風で倒れ、そばにいた人が負傷した。</p>	 <p>借りたバットを折ってしまった</p>

2. 給付内容(補償額)

		給付金	備考
児童・生徒の傷害 ()はPTA行事に参加中の傷害	死亡・後遺傷害	140万円 (240万円)	●入院治療180日限度、通院90日限度 ●事故日から治療終了まで8日以上が対象です。 ●手術保険金 ●死亡は、事故発生日から180日以内に死亡された場合に限り、死亡保険金は、法律に従い法定相続人に支払われます。
	入院日額	1,500円 (2,700円)	
	通院日額	1,000円 (1,700円)	
PTA会員 1日目から給付になります	死亡・後遺傷害	100万円	●PTA主催・共催の諸行事で受傷した場合の傷害事故
	入院日額	1,200円	
	通院日額	700円	
PTAの賠償事故	対人賠償1名 1事故	3,000万円 3億円 自己負担額5千円	●PTA主催行事の管理責任による賠償事故
	対物賠償1事故	200万円 自己負担額5千円	
	借用物1事故 期間中	10万円 500万円 自己負担額5千円	
	児童・生徒の賠償事故1事故	300万円	

青森市PTA連合会の情報は
ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.aomorishi-pta.net/>



会長室 組織概要 スケジュール 委員会 事務局 子どもを支えるための7か条

学校環境を支える『小さなP連』。
今見直すべき事、私たちのPTA活動。

青森市 PTA 連合会



青森市PTA連合会とは？

青森市PTA連合会は市内の小中学校61校の単位PTAから構成されております。

私たちは学校・地域・家庭の相互連携を深め、児童生徒の健全育成、情報交換、会員研修、教育問題の検討、広報活動および行政への提言などPTA活動を通して青森市の発展につとめる社会教育関係団体です。



青森市PTA連合会
要覧

青森市PTA連合会 要覧

発行 青森市PTA連合会
会長 木津谷 春 樹

発行日 令和7年12月〔第77号〕

事務局 〒030-0813 青森市松原一丁目6の15
(中央市民センター2階)
TEL (017) 773-2803 FAX (017) 775-2442

E-mail info@aomorishi-pta.net

印刷・製本 第一印刷株式会社 TEL (017) 782-2333